

第2期
赤井川村地域福祉計画

素案

赤井川村

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 関連計画との関係	4
4 計画期間	6
5 計画の策定体制	7
6 地域福祉の推進に向けて	8
7 自殺予防に関する国・道の取組	9
8 SDGs への取組	9
第2章 地域を取り巻く状況	15
1 赤井川村の現状	15
2 アンケート調査結果から	211
3 現在の計画の評価	33
4 抽出した課題及びニーズ	36
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 施策展開の基本目標	48
3 施策の体系	49
第4章 地域福祉の推進に向けた取組	53
基本目標1 地域を支える人づくり	53
基本目標2 保健福祉を支える仕組みづくり	59
基本目標3 安心・安全な地域づくり	66
基本目標4 いのちを支える環境づくり(自殺対策計画)	71
第5章 計画の推進に向けて	79
1 計画の推進体制	79
2 計画の進行管理	80



計画の概要

【地域共生社会】



出典：厚生労働省 地域共生社会 HP

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や単身世帯の増加、ひきこもりなどによる社会的孤立などの影響により、これまでの状況とは変わって、人々が暮らしていくうえでの新しい課題が生まれています。さらに、同じ世帯において高齢の親を介護しながら子育てすることもあるなど、様々な分野の課題が絡み合い、より複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来の様々な活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人と会うことの大切さを強く意識するきっかけにもなりました。

一方、これまでの社会福祉制度は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、それぞれの分野にわかれているため、「縦割り」的な側面が多く、例えば、「高齢で障がいがある」など分野をまたがる場合やどの制度も対象とならない場合、支援を必要とする人が自ら相談に行けず、地域の中で孤立しがちな場合にはあまり適切に機能しないなどの弱点が指摘されていました。

また、「支援する側」と「支援される側」というような分けも存在していました。しかし、地域社会においては、「支援しながら支援される」「支援されながら支援する」ということも実際に起こりえます。具体的には子育てをしながらボランティア活動に参加している方や、高齢であっても地域のお手伝いをする方、同じ悩みを持つ方が対等な立場で話を聞き合って共感し仲間同士で支え合う方たちなども想定されます。

こうした中、地域の中で孤立することなく一個人が尊重され、くらしの中で地域や人とつながっている、安心できる生活を送ることをめざした地域社会を実現するためには、地域における人と人のつながりを再構築することが求められています。

また、個人や世帯の困りごとを受け止め、包括的にまるごと支援していくことが必要とされています。

このため、平成29年には、社会福祉法が介護保険法などとともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「わがこと」として参画し、人と人、人と地域の資源が世代や分野を超えて「まるごと」つながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

また、「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の一部改正では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施して、「断らない包括的な支援体制」を構築可能にすることが求められています。

本計画では、このような地域福祉の基本的方策に則り、赤井川村として進めるべき事項を定めます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条に基づき、地域の様々な課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

さらに、国の動向を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく、村としての「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとして策定します。

なお、当該計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を含むものとしします。

社会福祉法(抜粋)

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）の概要

1 「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定（第4条関係）

- 地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざす。

2 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第106条の3関係）

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3 地域福祉計画の充実（第107条関係）

- 市町村が地域福祉計画の策定の努力義務化
- 計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること
- 高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載すること

※福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

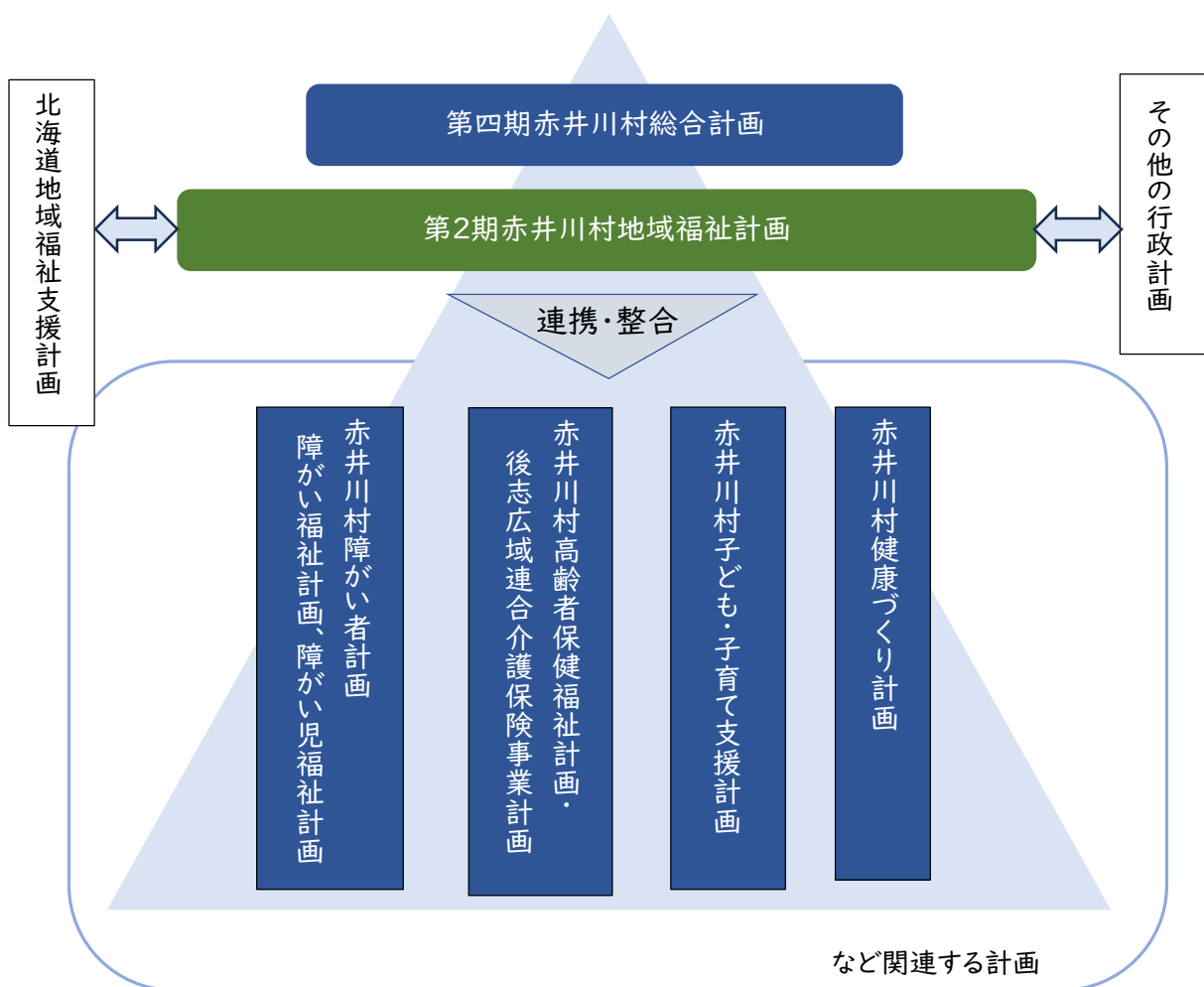
3 関連計画との関係

(1) 他計画との関係性

「社会福祉法」第107条では、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置付けられ、各福祉の「個別計画」に基づく個別支援が、同じ方向に進むように、支援が共通の方向で連続して提供されるようまとめ、束ねる役割を担っています。

また、本計画は、将来における本村のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「第四期赤井川村総合計画」に掲げる福祉分野の各施策を推進するための基本計画としても位置付けられます。

【各計画の関係】

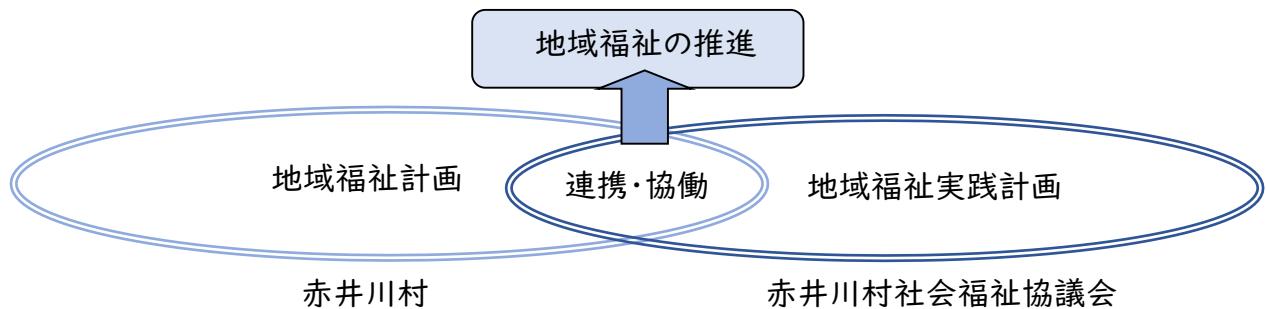


(2) 村と社会福祉協議会の連携・協働

村と社会福祉協議会はお互いを地域福祉推進の重要なパートナーとして、補強、補完し合う密接な関係のもと、一体的に地域福祉を推進しています。

地域の現状と問題点を把握し、社会福祉協議会、地域住民、福祉関係団体、福祉事業者等と赤井川村の協働による地域福祉活動を一層進める計画とします。

【地域福祉計画・地域福祉実践計画の関係】



第2期北海道地域福祉支援計画においては、次のように社会福祉協議会との関係について触れています。

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体に位置付けられており、住民主体を旨とした社会参加の推進やボランティア活動、福祉教育、むらづくり等の知見と経験を有しているため、地域福祉計画の策定に当たっては、社会福祉協議会の積極的な協力を得ることが期待されます。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動(実践)計画」は、住民や社会福祉活動を行う方、事業者が相互に協力し、地域福祉の推進をめざす民間の行動計画であることから、地域福祉計画と一体的に策定するといった方法のほか、その内容の一部を共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、互いに連携を図っていくことが有効とされています。

4 計画期間

本計画の期間は、関連する計画（主に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画）との整合を図るため、計画期間を6年間とし、策定時期を同期させることとします。

ただし、国や北海道などの動向を踏まえて、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行うものとしします。

	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
総合計画	第4期総合計画					第5期総合計画(予定)			
地域福祉計画	地域福祉計画			第2期地域福祉計画					
健康づくり計画	第2期健康づくり計画					第3期計画(予定)			
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画			第10期計画(予定)		
障がい者計画	第3次計画			第4次計画					
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画(予定)		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画(予定)		
こども・子育て支援計画	第2期計画			第3期計画					第4期計画(予定)

5 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の設置・審議

本計画は、福祉事業に関わる村民や有識者等を委員とした「赤井川村保健福祉推進会議」において審議し、策定しました。

(2) アンケート調査の実施

①村民アンケート調査

地域との関わりや福祉に対する意識、ニーズを把握するため、本村に在住する18歳以上の村民を対象としたアンケートを郵送とWeb方式により実施しました。

調査票配布数	18歳以上の村民 790 件
回収数	370 (うち Web 回答89) 件
回収率	46.8%

②関係団体アンケート調査

村内の関係機関・団体等を対象に、地域福祉についての取組についてアンケート及びヒアリング調査を実施しました。

調査数	7 件
-----	-----

(3) 職員懇談会、ワークショップの実施

①職員懇談会

各課の職員を対象に、懇談会を開催し、地域の人々のつながりや実情、問題を洗い出し、その解決に向けて、今後の村の進む方向について話し合いました。

②ワークショップ

参加を希望する村民、地域で活動する村民、社会福祉協議会の職員、村の職員等を対象に、地域の課題や問題を洗い出し、その解決に向けて、助け合い、支え合いながらどのような取組をすれば良いか、地域や自分では何ができるかについてワークショップ形式で話し合いました。

(4) パブリックコメントの実施

計画の策定過程において計画案を公表し、広く意見を求めるため、令和6年●月●日～同年●月●日の間、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

6 地域福祉の推進に向けて

(1) 「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

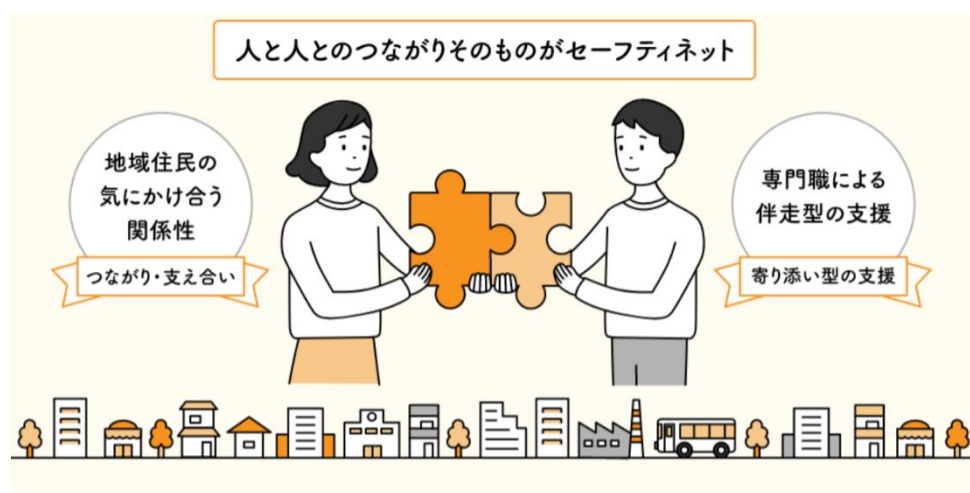
人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、家族を含めた自らの行動(自助)や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていなくても、お互いさまの気持ちで支え合い、助け合うこと(互助)が大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において連携しつつ、それぞれの役割を担った働きや相互扶助の制度を活用するなど(共助)は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。

そして、自助・互助・共助では対応できないことに対して最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度など公による負担(税による負担)で成り立つ公的な制度(公助)がそれぞれ機能することが必要になります。

【地域福祉の向上に向けた4つの助け】

自助	個人や家族による支え合い・助け合い。 (個人や最も身近な家族が解決にあたる)
互助	<p style="text-align: center;">互助</p> <p>身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支え合い・助け合い。 (隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う)</p>
共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い。 (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
公助	保健・医療・福祉その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。 (行政でなければできないことは、行政が適切に対応する)



出典：厚生労働省 地域共生社会 HP

7 自殺予防に関する国・道の取組

国は「自殺対策基本法」に基づき、令和4年10月に、新たな自殺対策大綱を示し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざして、対策を進めています。

また、道でも、令和5年度から令和9年度までの今後5年間に係る自殺対策を総合的、効果的に進めるために「第4期北海道自殺対策行動計画」を策定しています。

この計画では、第3期計画に引き続き、自殺死亡率や自殺者数を令和9年までに平成28年と比較して30%以上減少させることを目標に掲げ、現状を踏まえた課題として、「こども・若者の対策」、「女性の対策」、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策」、「地域ごとの取組等の格差を是正する対策」の4点を位置づけた上で、12の重点施策に沿った53項目の具体的取組を総合的に推進することとしています。

8 SDGs への取組

SDGs は、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、村では、地域福祉計画の各分野において、SDGs の目標指標を意識して、自治体レベルで SDGs の理念と目標を支えることとしていきます。

本計画と関係の深いゴールをここに掲げます。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>17 パートナースhipで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>		



地域を取り巻く状況

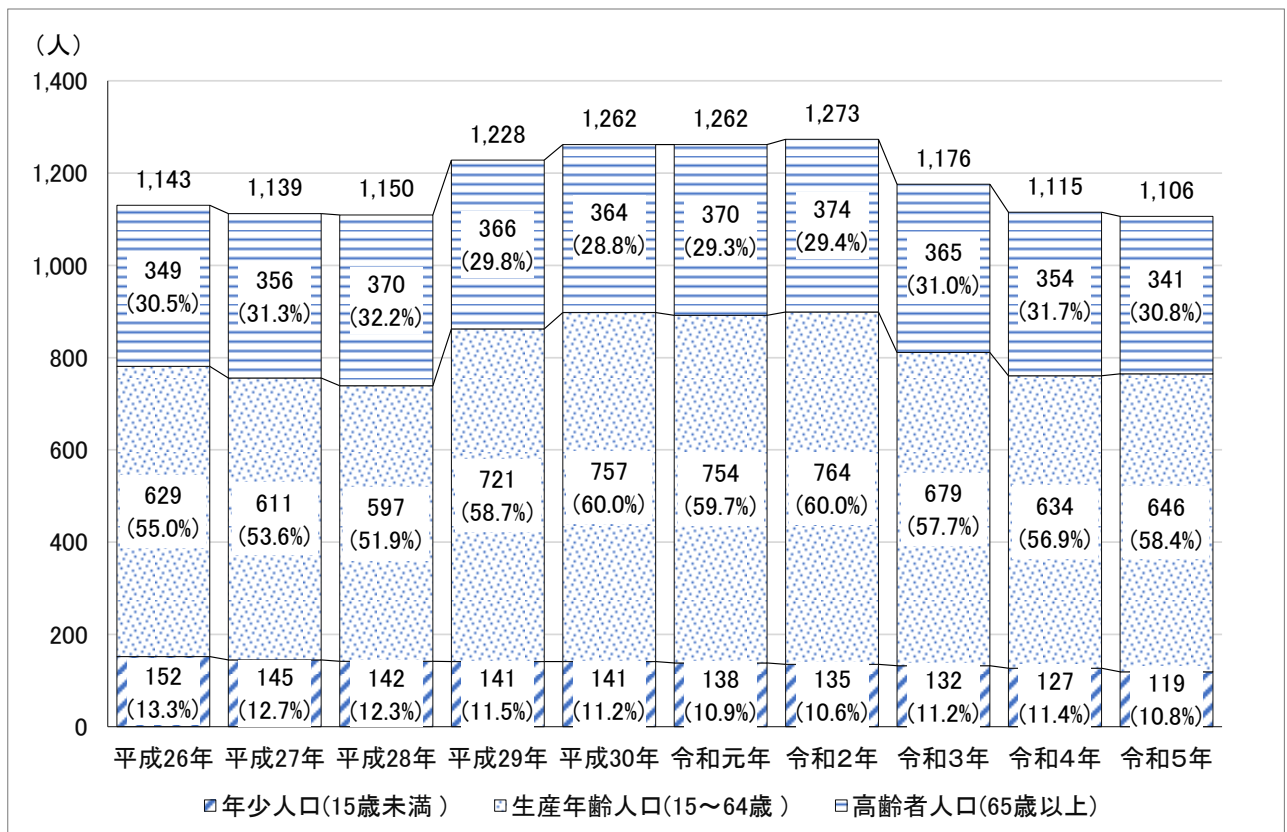
第2章 地域を取り巻く状況

Ⅰ 赤井川村の現状

(1) 人口の推移

本村の人口は、キロリゾートへの外国人従業者の転入によって変化しますが、相対として減少傾向で推移しています。年少人口は減少傾向にあり、高齢者人口は増加からやや減少傾向にあるいわゆる少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少も徐々に進んでいます。

【年齢区分別人口の推移】

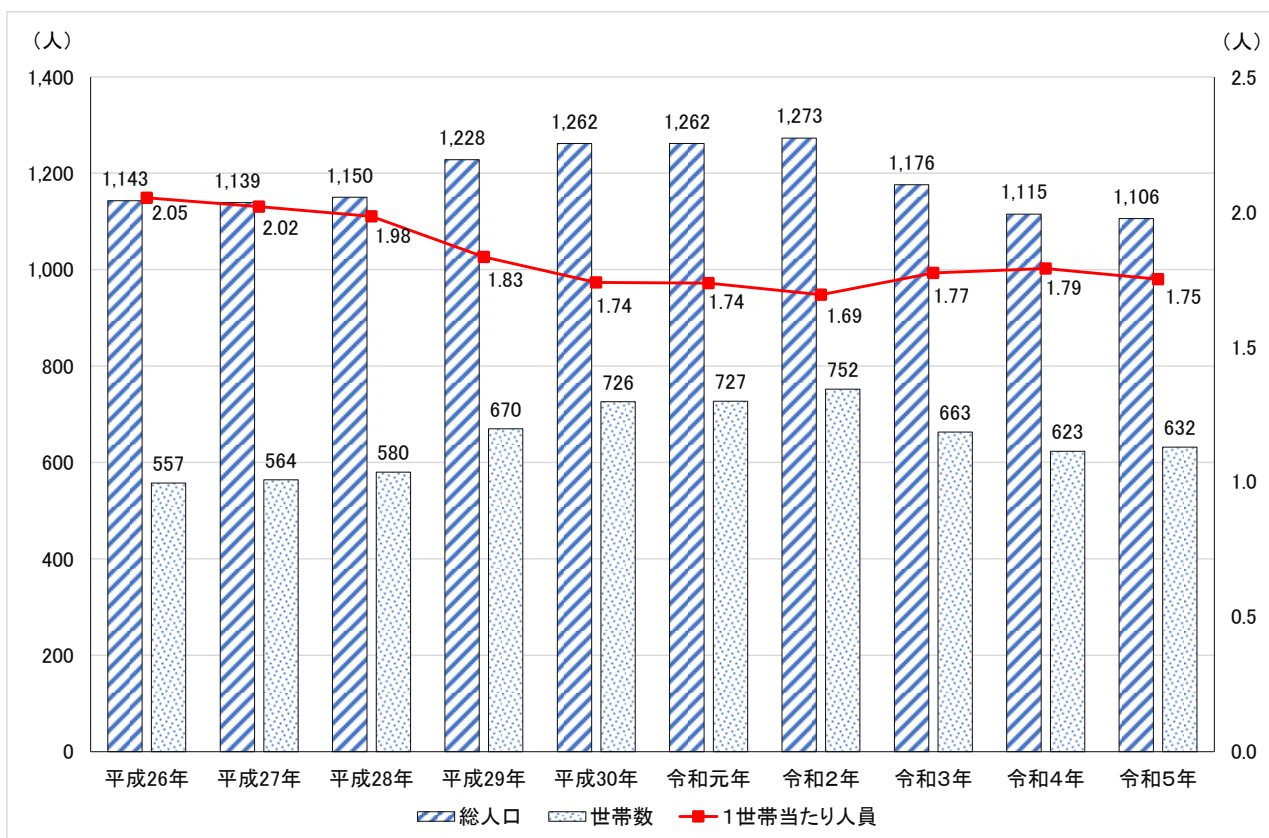


資料：総務省統計(各年1月1日)

(2) 世帯の推移

世帯の推移をみると、増加から減少傾向にあり、世帯当たり人数は減少傾向にあります。

【世帯の推移】



資料：総務省統計(各年1月1日)

(3) 世帯の状況

世帯の状況では、相対として減少傾向にあり、世帯類型でみると、単独世帯が増加しており、更に65歳以上の単独世帯が増加しています。

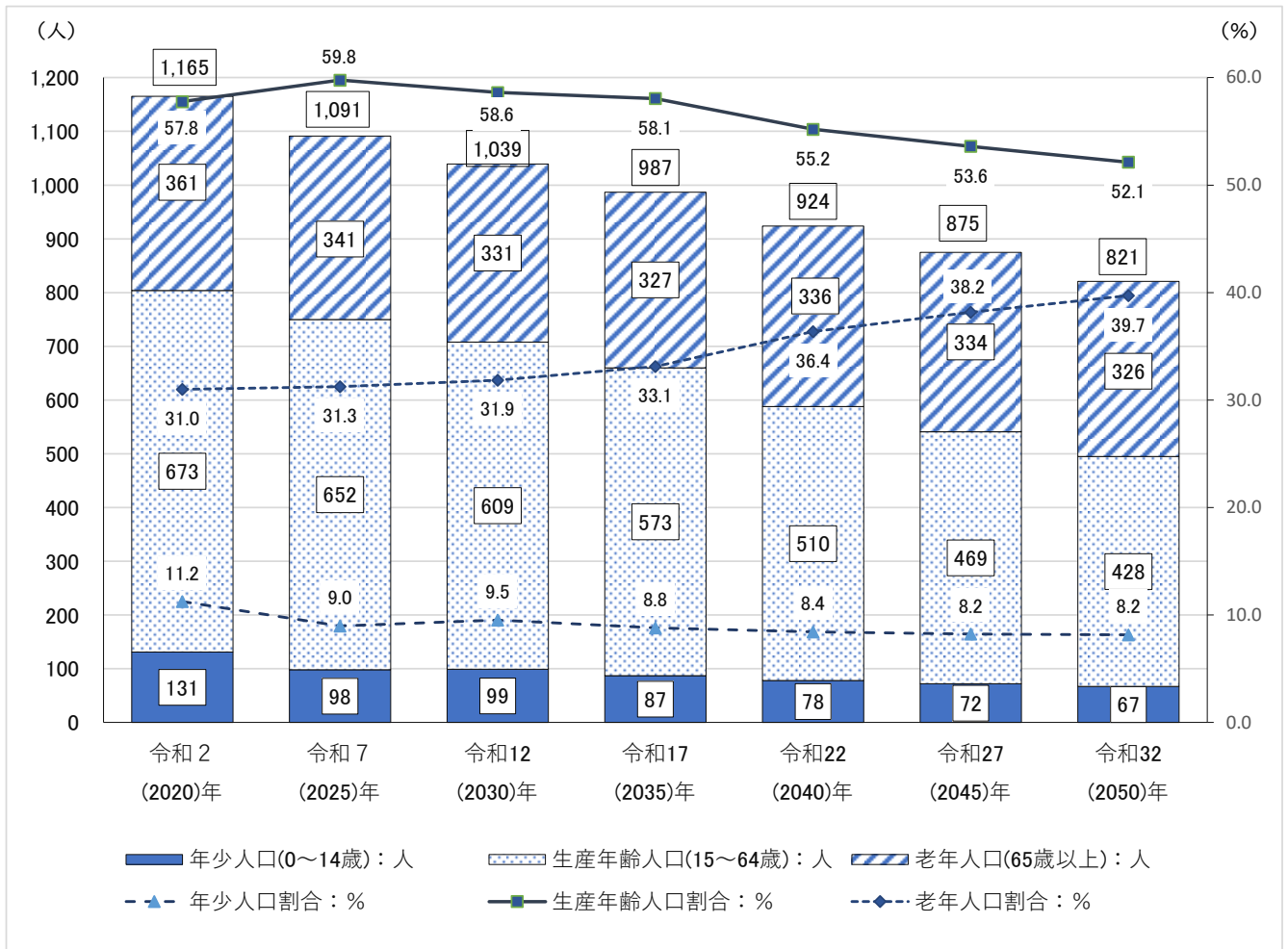
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数		689	605	618	532	614
世帯類型	うち核家族世帯	340	312	308	268	269
	夫婦のみの世帯	168	157	158	134	127
	夫婦と子供から成る世帯	143	129	114	108	106
	男親と子供から成る世帯	2	4	5	2	5
	女親と子供から成る世帯	27	22	31	24	31
	うち単独世帯	288	230	271	234	324
	うち65歳以上の単独世帯	44	50	70	77	79

資料：国勢調査

(4) 推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計によると、本村の人口は、減少傾向で推移し、令和32(2050)年には821人、令和2年対比で70.5%になると推計されています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計では、令和27(2045)年には591人と推計されており、人口移動の状況が変化していることがわかります。

【推計人口】



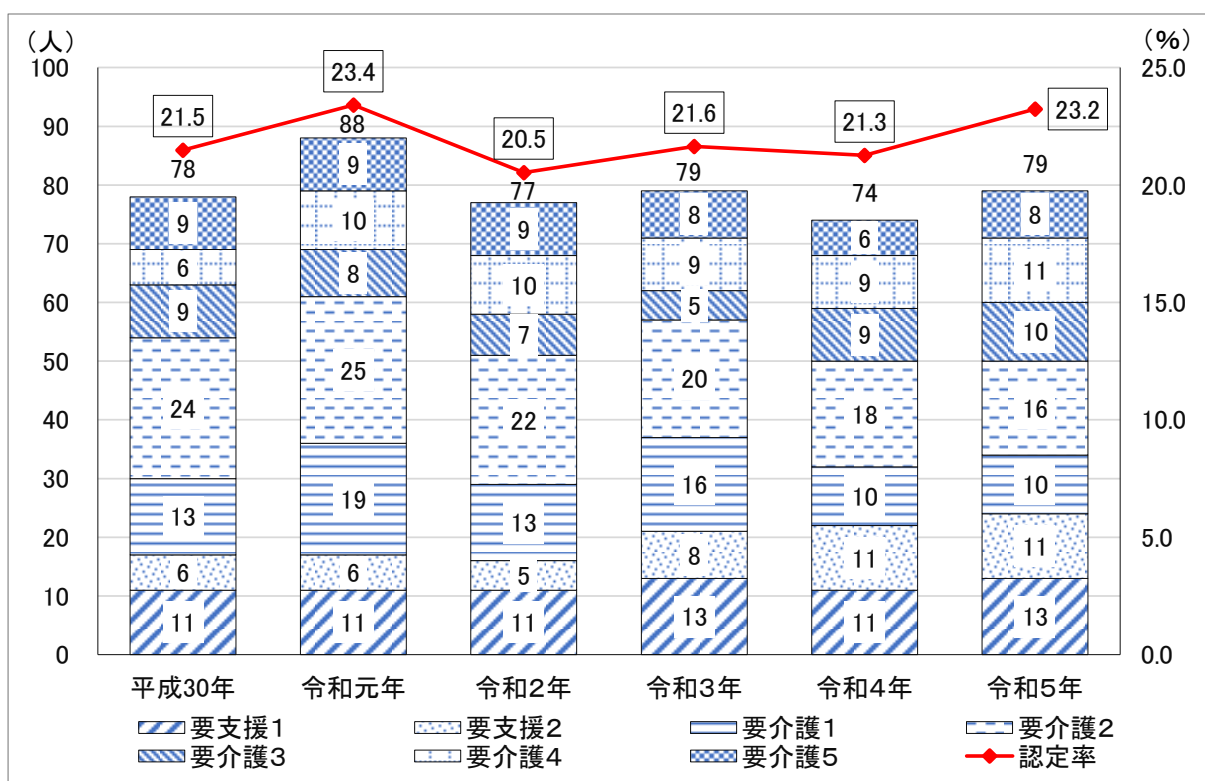
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」
 注：令和2年は、国勢調査実績値

(5) 認定者数の推移

要介護認定とは介護の度合いを客観的に判断し、数値化したものです。日常生活の中でどれくらいの介護(介助)を必要とするかを表します。介護保険制度では、要介護状態や要支援状態になった場合に該当の介護サービスを受けることができるようになっています。要介護認定は、自分の状態がどの段階に該当するかが分かるだけでなく、介護サービスの給付額を確定する要素にもなっています。本村の要支援、要介護の認定者数では、やや増加傾向にあり、認定率も少しずつ伸びています。

認定区分は、要支援 1～2 は介護予防サービスに、要介護 1～5 は介護サービスに分類され、介護の度合いは数字が下に行くほど重くなっています。本村の認定率は、やや増加傾向となっています。

【認定者数の推移】

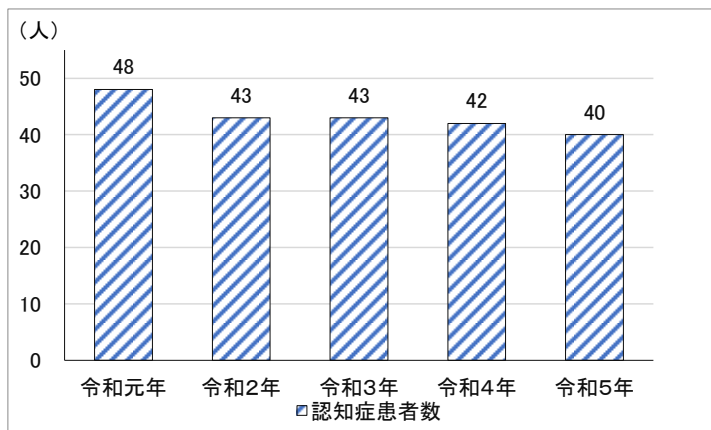


(各年4月1日)

(6) 認知症患者数の推移

75歳以上の認知症患者数は、減少傾向で推移しています。

【認知症患者数の推移】



資料:(各年4月1日)
令和元年は5月1日現在

(7) 障がいのある人の状況

障がいのある人の状況では、ほぼ横ばい傾向ですが、精神障害者保健福祉手帳所持者がやや増加しています。

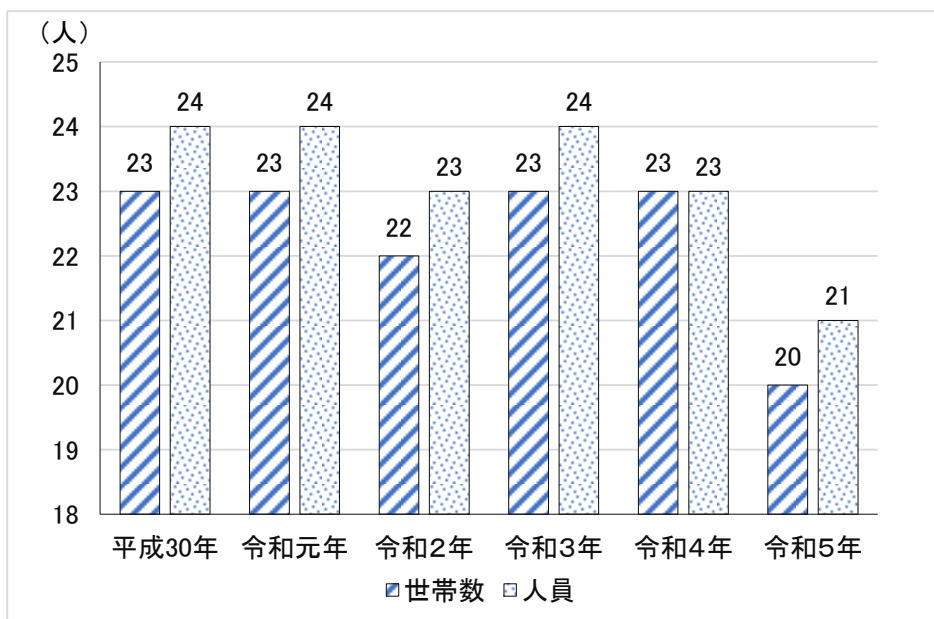
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者 (合計)	50	54	55	55	53	54
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18～64歳	8	7	7	8	8	8
65歳以上	42	47	48	47	45	46
療育手帳所持者(合計)	5	5	5	6	6	6
18歳未満	0	0	0	1	1	1
18～64歳	5	5	5	5	5	4
65歳以上	0	0	0	0	0	1
精神障害者保健福祉手帳 所持者(合計)	1	1	2	2	5	5
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18～64歳	0	0	1	1	4	4
65歳以上	1	1	1	1	1	1

(各年4月1日)

(8) 生活保護の状況

生活保護の状況では、横ばい傾向から減少しています。

【生活保護の状況】



(各年4月1日)

(9) 子育て支援の利用状況

地域子育て支援拠点（ひよこの会）の利用状況では、過去3年で延べ100人以上の利用があります。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用者数	134	61	130	119	127	60

(各年4月1日)
(令和5年は12月時点。)

一時保育（子育てサポート事業）の利用は、やや増加傾向にあります。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
一時 保育	登録者数	35	35	39	45	46	46
	延べ利用者数	27	17	29	50	13	—

(各年度末時点)
(令和5年は実績未確定)

(10) ボランティア等の状況

ボランティアの状況では、100人以上が登録されています。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
グルー プ	団体数	6	6	6	6	5	5
	人数	98	99	100	95	84	82
個人		23	23	23	23	32	32
登録人数の合計		121	122	123	118	116	114

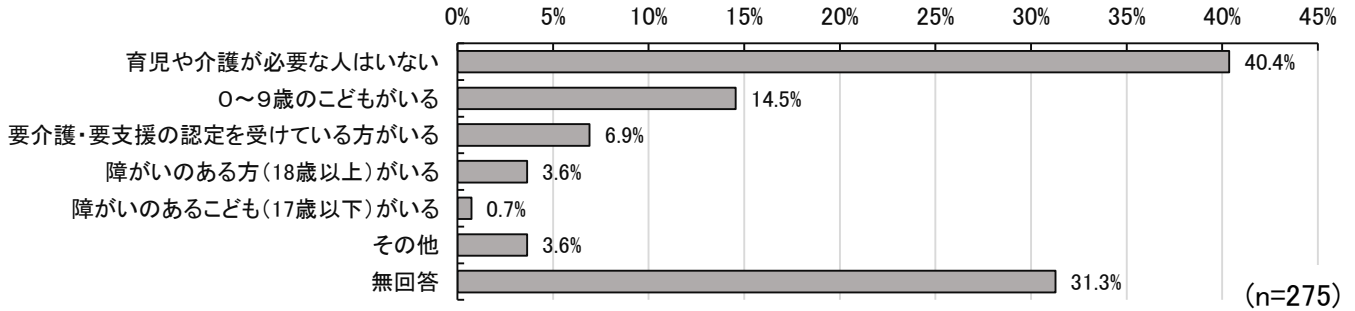
(各年4月1日)

2 アンケート調査結果から

(1) 家族の中に育児や介護の必要な方がいるか

家族の中に育児や介護の必要な方がいるかについては、次の図の順となっています。

【家族の中に育児や介護の必要な方がいるか】

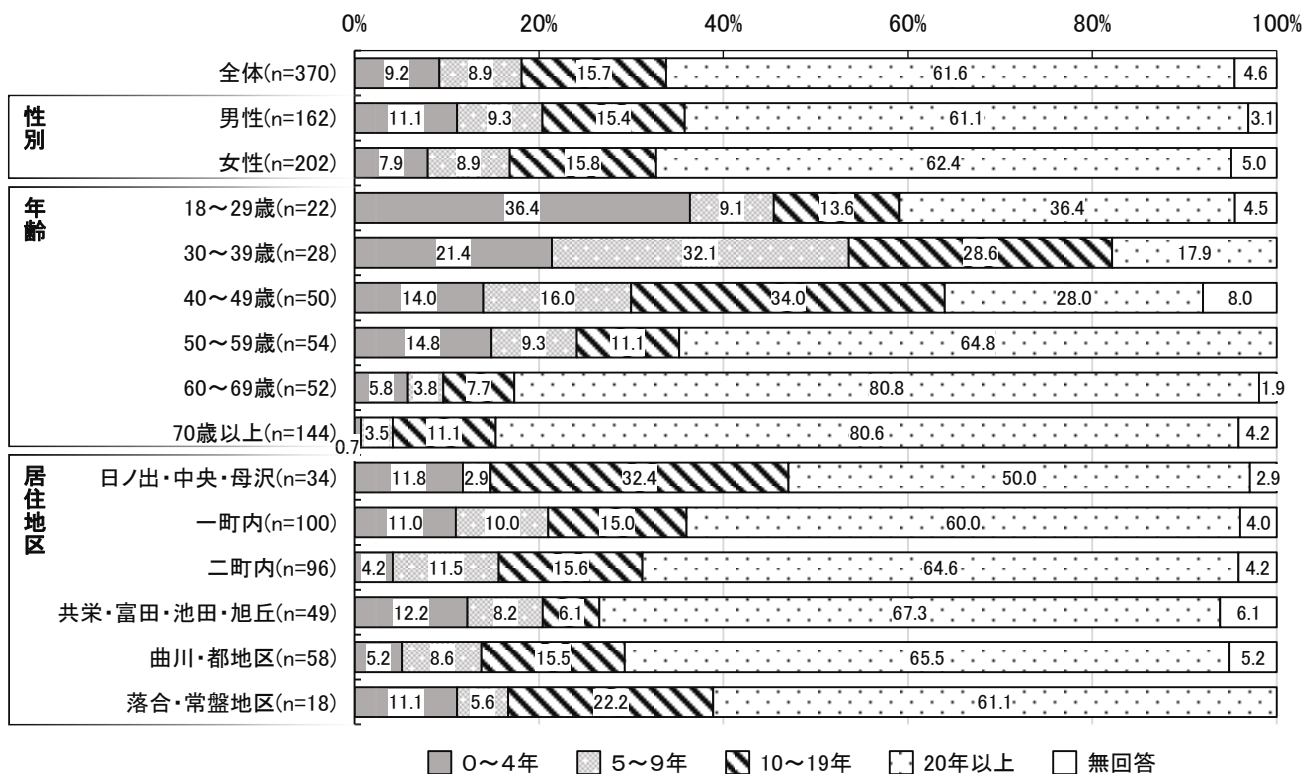


(2) 居住歴

村の居住歴については、次の結果となっています。

- ◆「20年以上」が61.6%と最も高く、次いで「10～19年」(15.7%)、「0～4年」(9.2%)、「5～9年」(8.9%)の順となっています。
- ◆性別ごとでは、「0～4年」では、男性が11.1%で女性よりも割合がやや高くなっています。
- ◆年齢では、「0～4年」では、18～29歳が36.4%で他の年代に比べて割合が高くなっています。
- ◆居住地区別では、「10～19年」では、日ノ出・中央・母沢が32.4%で他の地区に比べて割合が高くなっています。

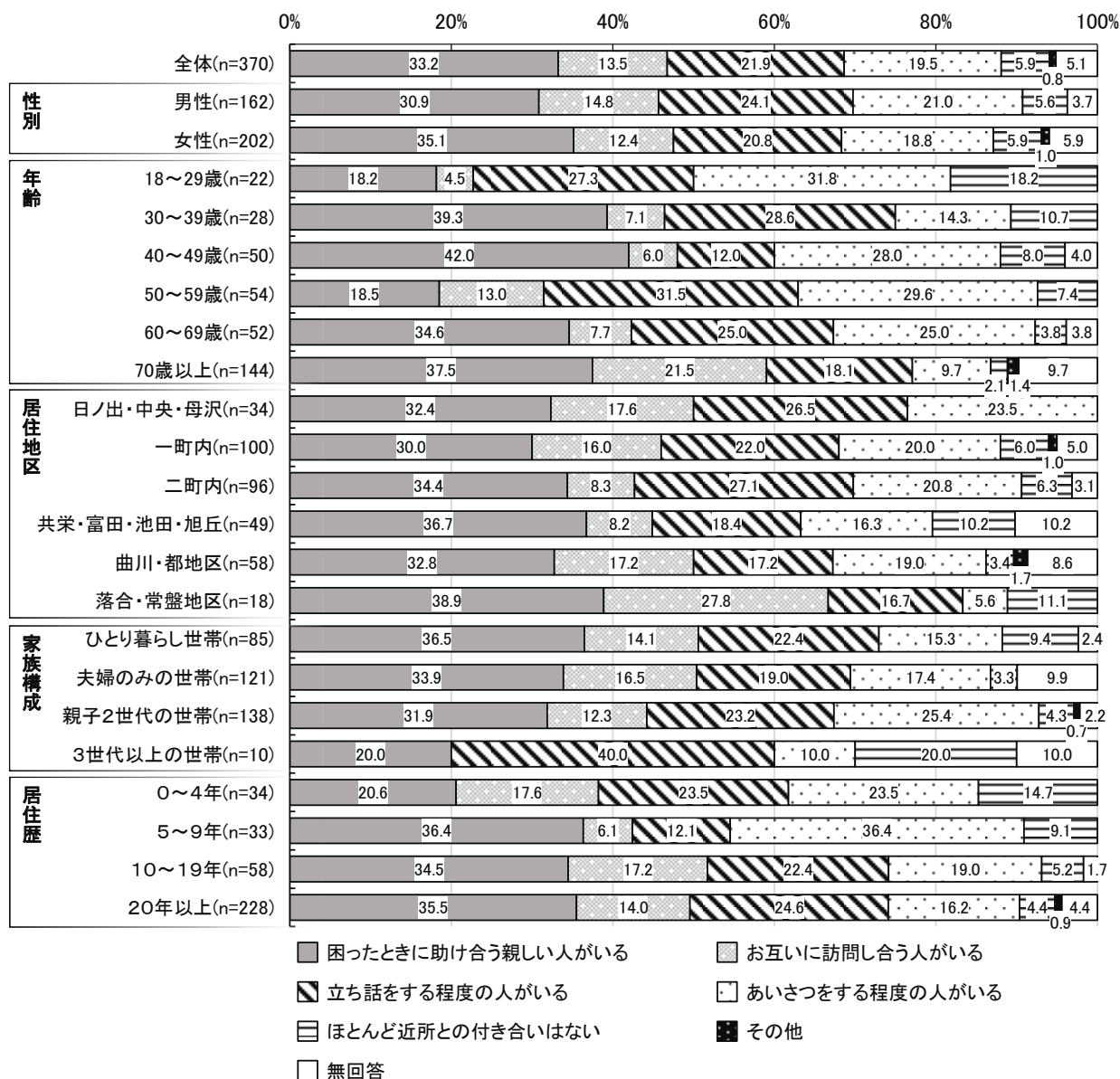
【居住歴】



(3) 近所付き合いの程度

- ◆「困ったときに助け合う親しい人がいる」が33.2%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人がいる」(21.9%)、「あいさつをする程度の人がいる」(19.5%)、「お互いに訪問し合う人がいる」(13.5%)、「ほとんど近所との付き合いはない」(5.9%)の順となっています。
- ◆性別ごとでは、「困ったときに助け合う親しい人がいる」では、女性が35.1%で男性よりも割合が高くなっています。
- ◆年齢別では、「困ったときに助け合う親しい人がいる」では、40～49歳が42.0%で他の年代に比べて割合が高くなっています。
- ◆家族構成別では、「立ち話をする程度の人がいる」では、3世代以上の世帯が40.0%で他の家族構成に比べて割合が高くなっています。

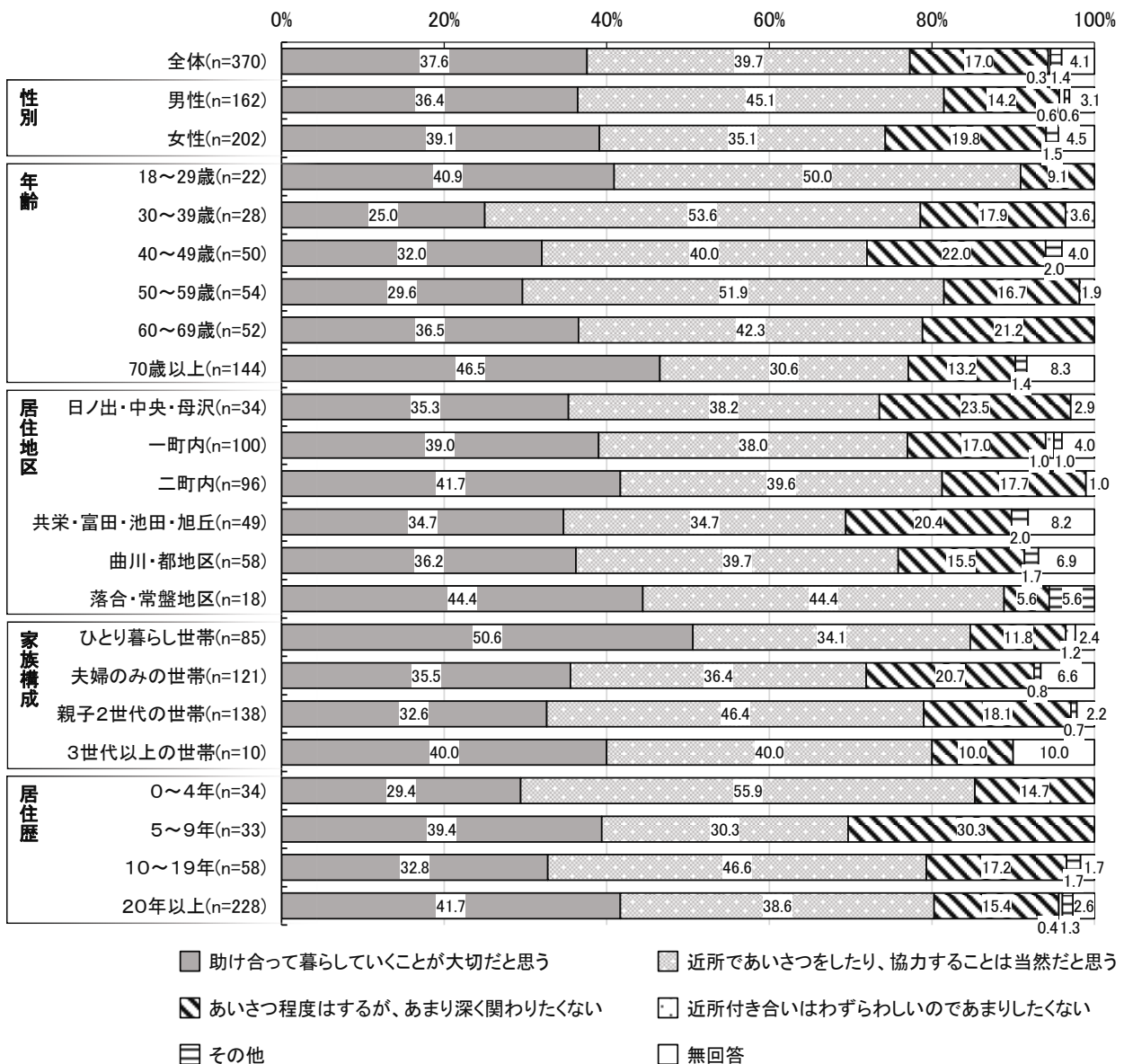
【近所付き合いの程度について】



(4) 近所付き合いについての考え

- ◆「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」が39.7%と最も高く、次いで「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」(37.6%)、「あいさつ程度はするが、あまり深く関わりたくない」(17.0%)、「近所付き合いはわずらわしいのであまりしたくない」(0.3%)の順となっています。
- ◆性別ごとでは、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」では、男性が45.1%で女性よりも割合が高くなっています。
- ◆家族構成別では、「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」では、ひとり暮らし世帯が50.6%で他の家族構成に比べて割合が高くなっています。
- ◆居住歴別では、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」では、0～4年が55.9%で他の居住歴に比べて割合が高くなっています。

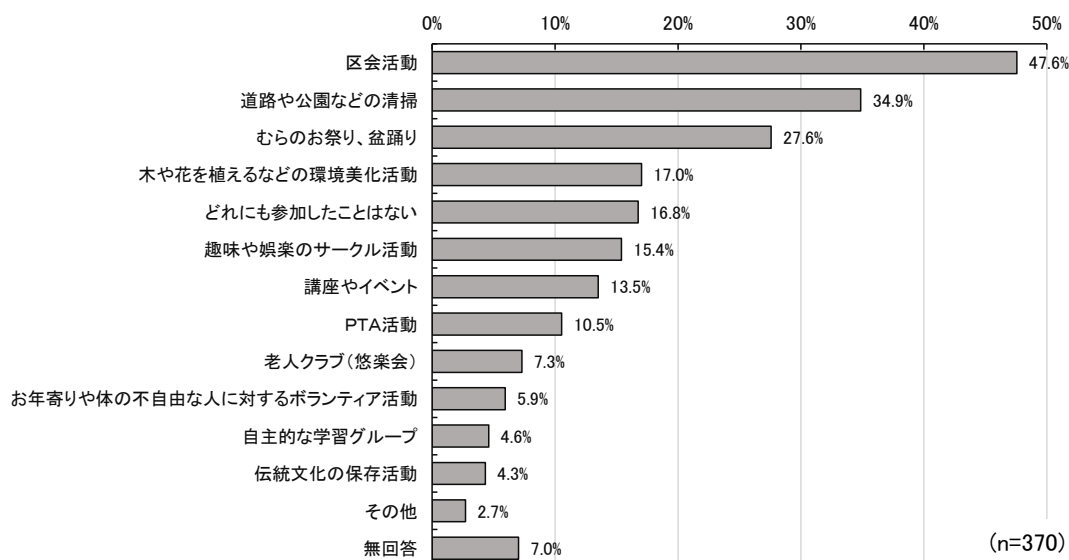
【近所付き合いについて】



(5) 最近1年間で参加した地域の行事や催し

最近1年間で参加した地域の行事や催しについては、「区会活動」が47.6%と最も高く、次いで「道路や公園などの清掃」(34.9%)、「むらのお祭り、盆踊り」(27.6%)、「木や花を植えるなどの環境美化活動」(17.0%)等の順となっています。

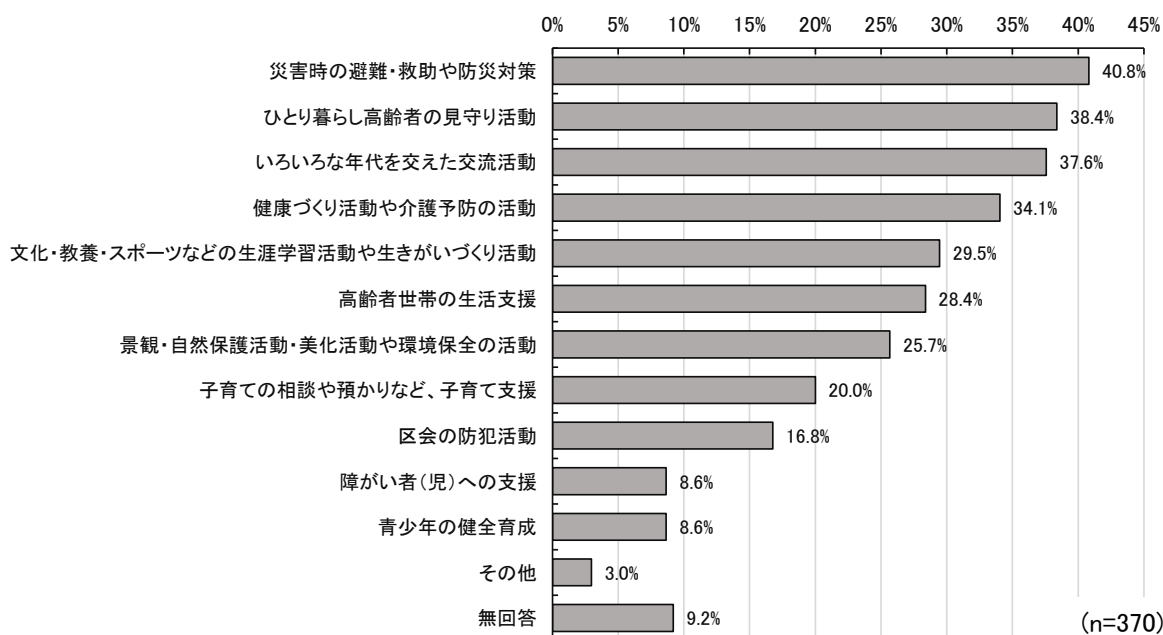
【最近1年間で参加した地域の行事や催し】



(6) 地域のみんで協力して行った方がいいと思うこと

地域のみんで協力して行った方がいいと思うことについては、「災害時の避難・救助や防災対策」が40.8%と最も高く、次いで「ひとり暮らしの高齢者の見守り活動」(38.4%)、「いろいろな年代を交えた交流活動」(37.6%)、「健康づくり活動や介護予防の活動」(34.1%)等の順となっています。

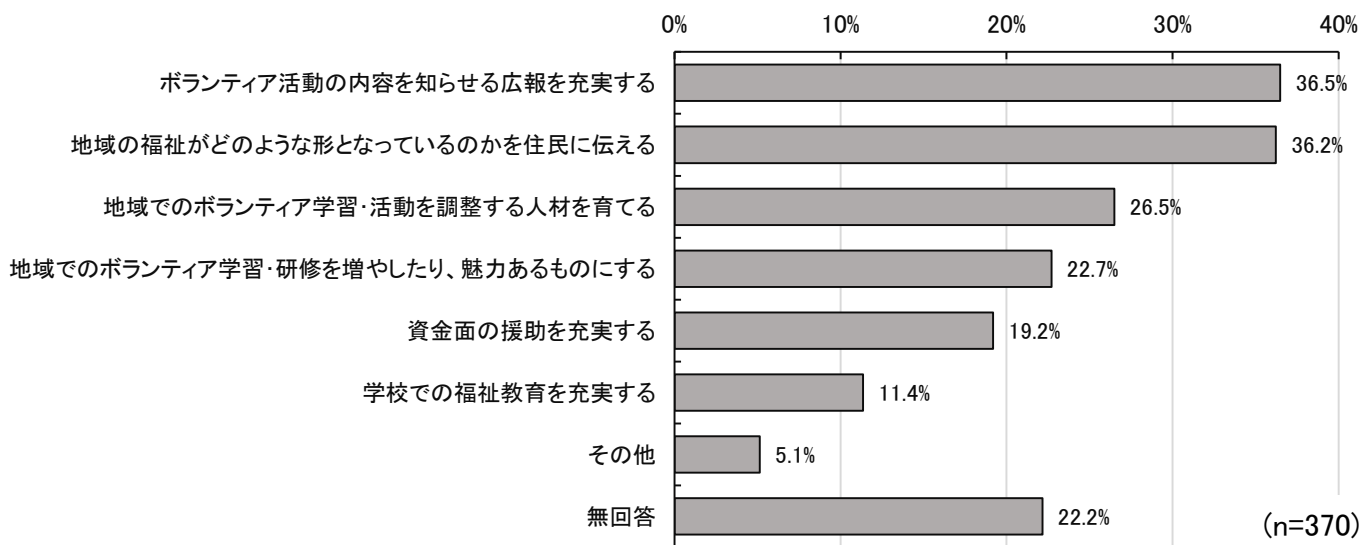
【地域のみんで協力して行った方がいいと思うこと】



(7) ボランティア活動を広げるために重要なこと

ボランティア活動を広げるために重要なことについては、「ボランティア活動の内容を知らせる広報を充実する」が36.5%と最も高く、次いで「地域の福祉がどのような形となっているのかを住民に伝える」(36.2%)、「地域でのボランティア学習・活動を調整する人材を育てる」(26.5%)、「地域でのボランティア学習・研修を増やしたり、魅力あるものにする」(22.7%)等の順となっています。

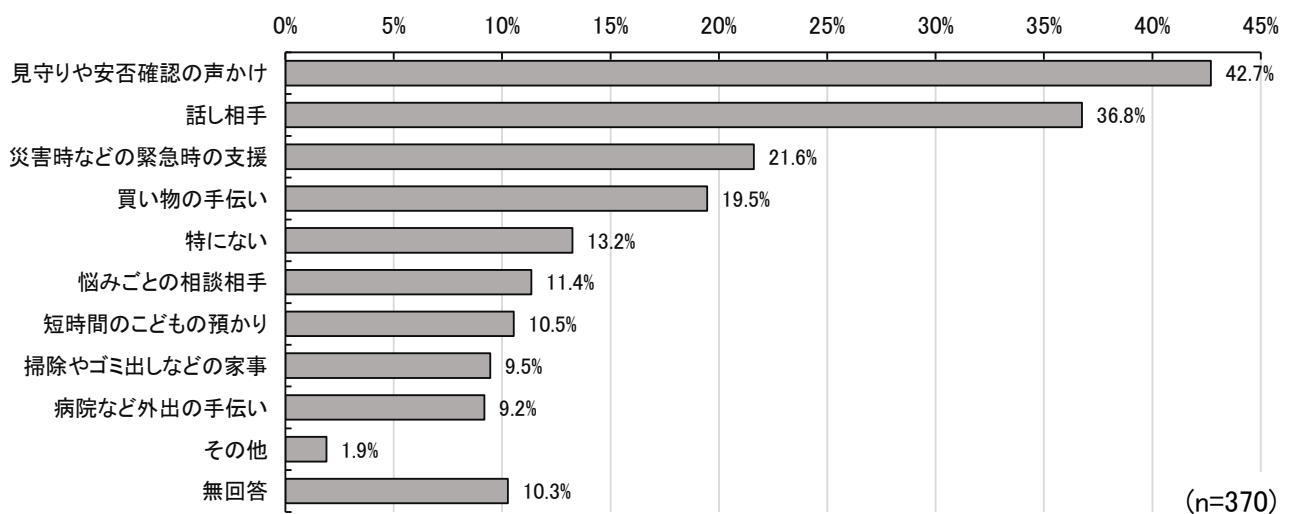
【ボランティア活動を広げるために重要なこと】



(8) 地域で困っている世帯があった場合、できる手助け

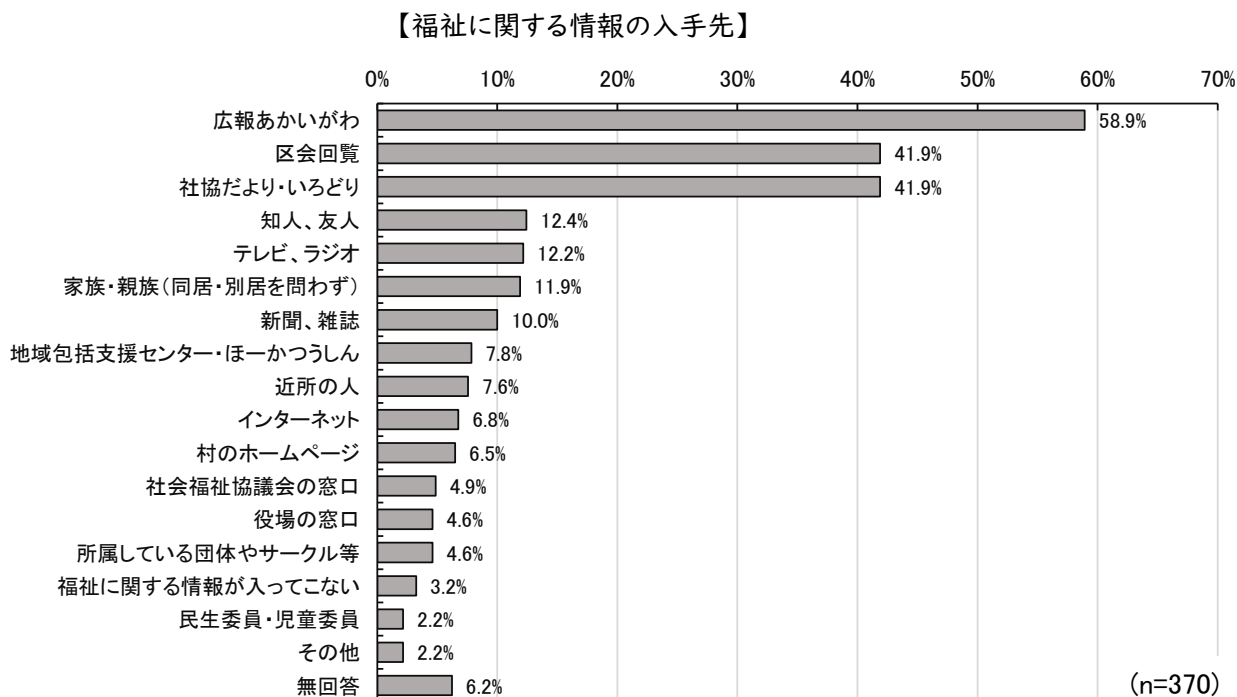
地域で困っている世帯があった場合、できる手助けについては、「見守りや安否確認の声かけ」が42.7%と最も高く、次いで「話し相手」(36.8%)、「災害時などの緊急時の支援」(21.6%)、「買い物の手伝い」(19.5%)等の順となっています。

【困っている世帯にできる手助けについて】



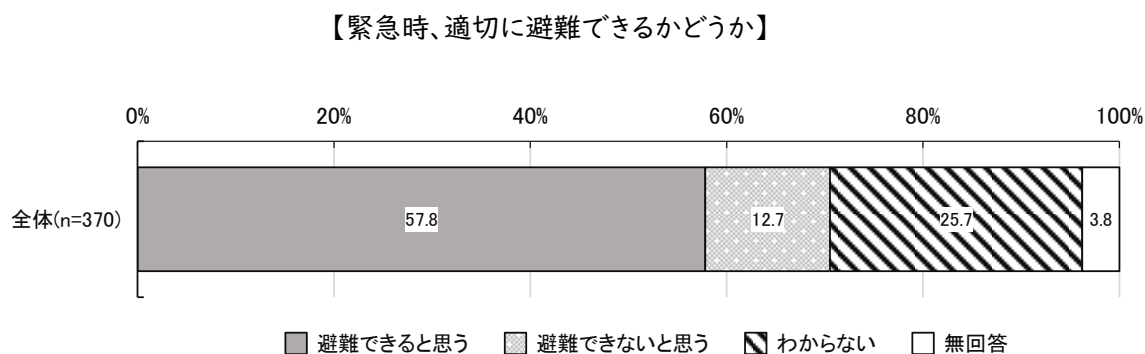
(9) 福祉に関する情報の入手先

福祉に関する情報の入手先については、「広報あかいがわ」が58.9%と最も高く、次いで「区会回覧」「社協だより・いろいろ」（それぞれ41.9%）、「知人、友人」（12.4%）、「テレビ・ラジオ」（12.2%）等の順となっています。



(10) 災害時の避難

緊急事態が発生した場合、適切に避難できるかについては、「避難できると思う」が57.8%、「避難できないと思う」が12.7%、「わからない」が25.7%となっています。



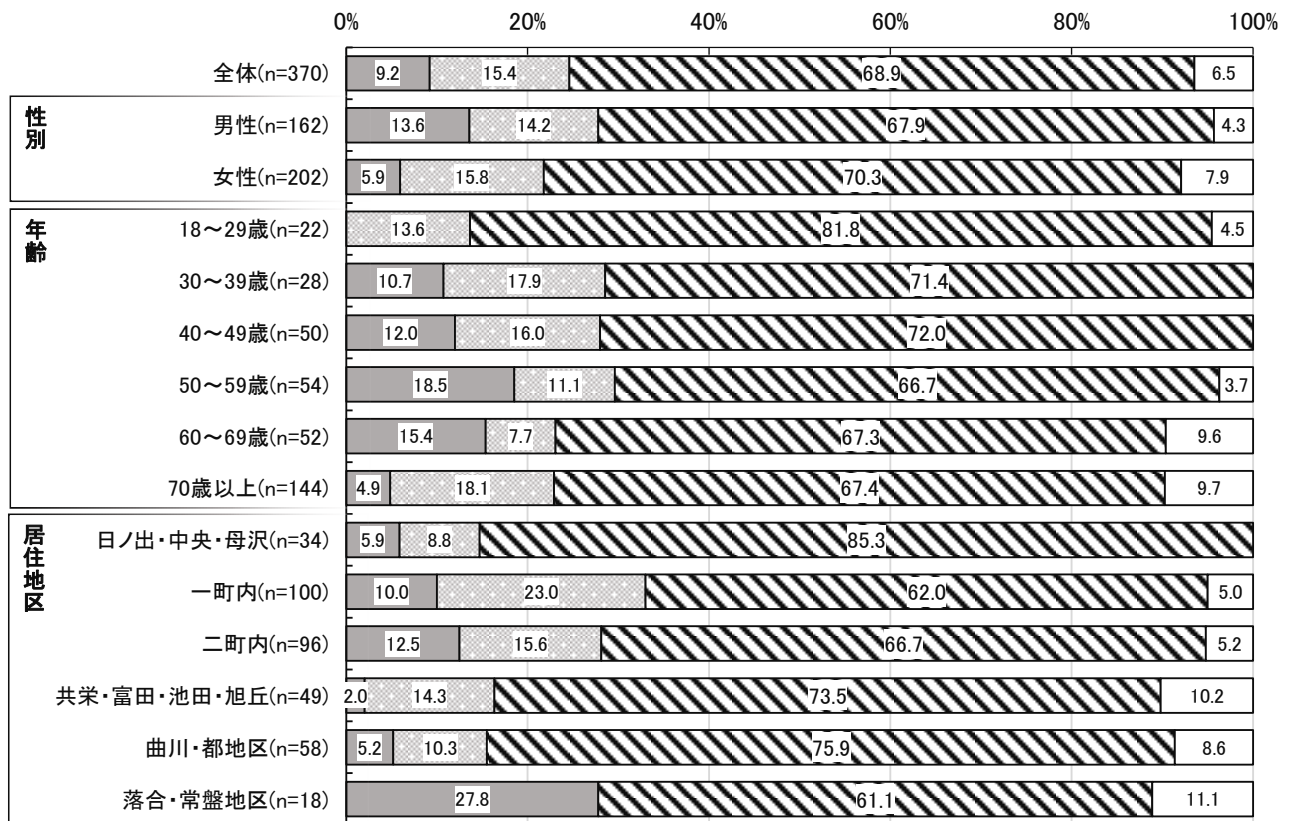
また、避難できないと答えた方(12.7% 47人)にその理由を聞いたところ、避難できない理由については、「からだが上手く動かない」が42.6%と最も高く、次いで「パニックでどうしたらいいかわからなくなりそう」(34.0%)、「避難場所がわからない」(31.9%)、「緊急時の情報が入らない」(19.1%)等の順となっています。

(11) 避難行動要支援者名簿登録制度の認知

避難行動要支援者名簿登録制度の認知については、「どういった制度か知っている」が9.2%、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が15.4%、「知らない」が68.9%となっています。

属性別にみると、性別では、「どういった制度か知っている」では、男性が13.6%で女性よりも割合が高くなっています。年齢別では、「どういった制度か知っている」では、50歳～59歳が18.5%で他の年代に比べて割合が高くなっています。居住地区別では、「どういった制度か知っている」では、落合・常盤地区が27.8%で他の地区に比べて割合が高くなっています。

【避難行動要支援者名簿登録制度の認知について】



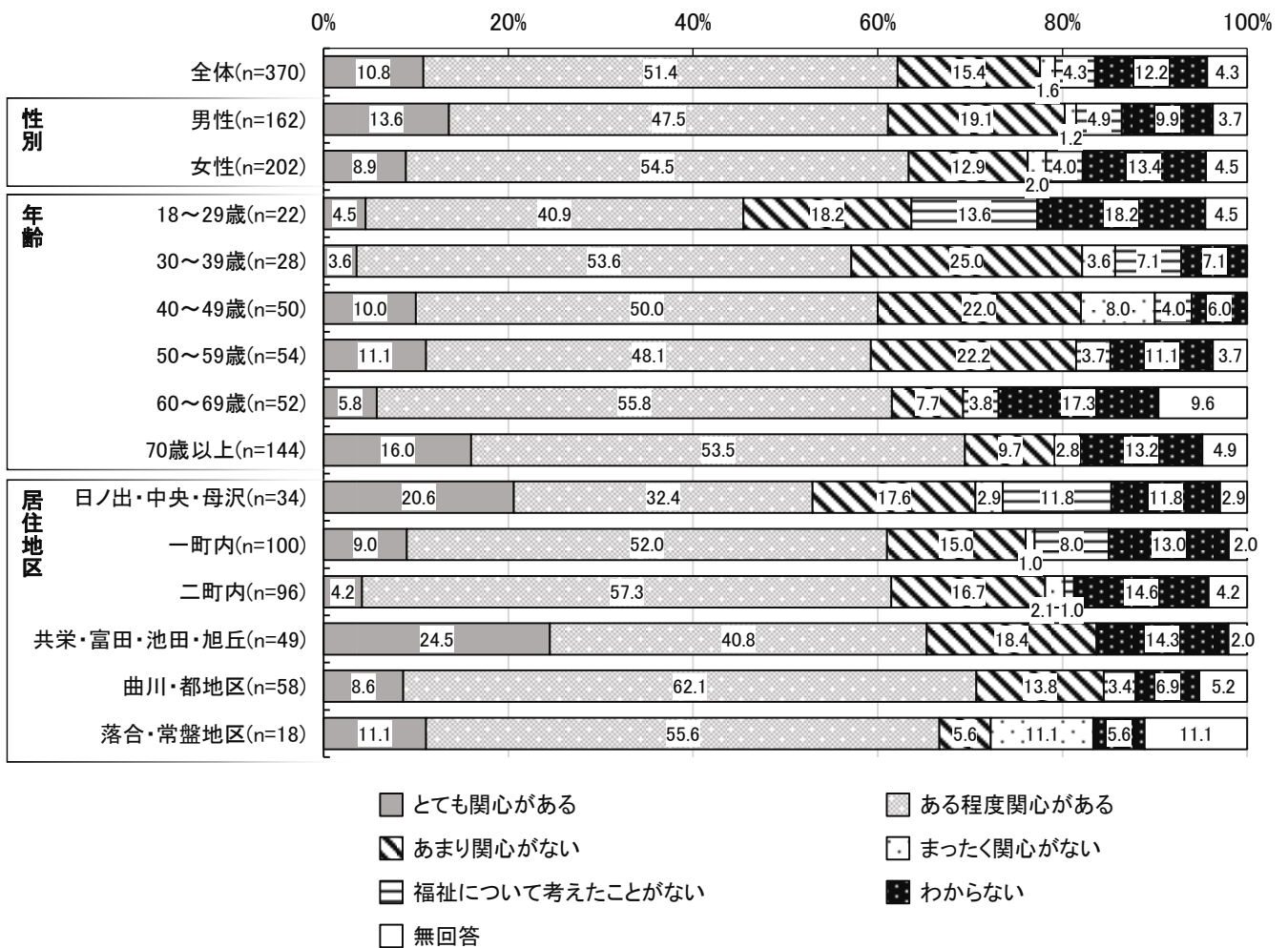
■ どういった制度か知っている ■ 制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない ▨ 知らない □ 無回答

(12) 地域福祉の活動

「地域福祉」に対する関心度合いについては、「ある程度関心がある」が51.4%と最も高く、次いで「あまり関心がない」(15.4%)、「わからない」(12.2%)、「とても関心がある」(10.8%)、「福祉について考えたことがない」(4.3%)、「まったく関心がない」(1.6%)の順となっています。

属性別にみると、性別では、「とても関心がある」では、男性が13.6%で女性よりも割合がやや高くなっています。年齢別では、「あまり関心がない」では、60歳～69歳が7.7%で他の年代に比べて割合が低くなっています。居住地区別では、「とても関心がある」では、共栄・富田・池田・旭丘が24.5%で他の地区に比べて割合が高くなっています。

【地域福祉について】

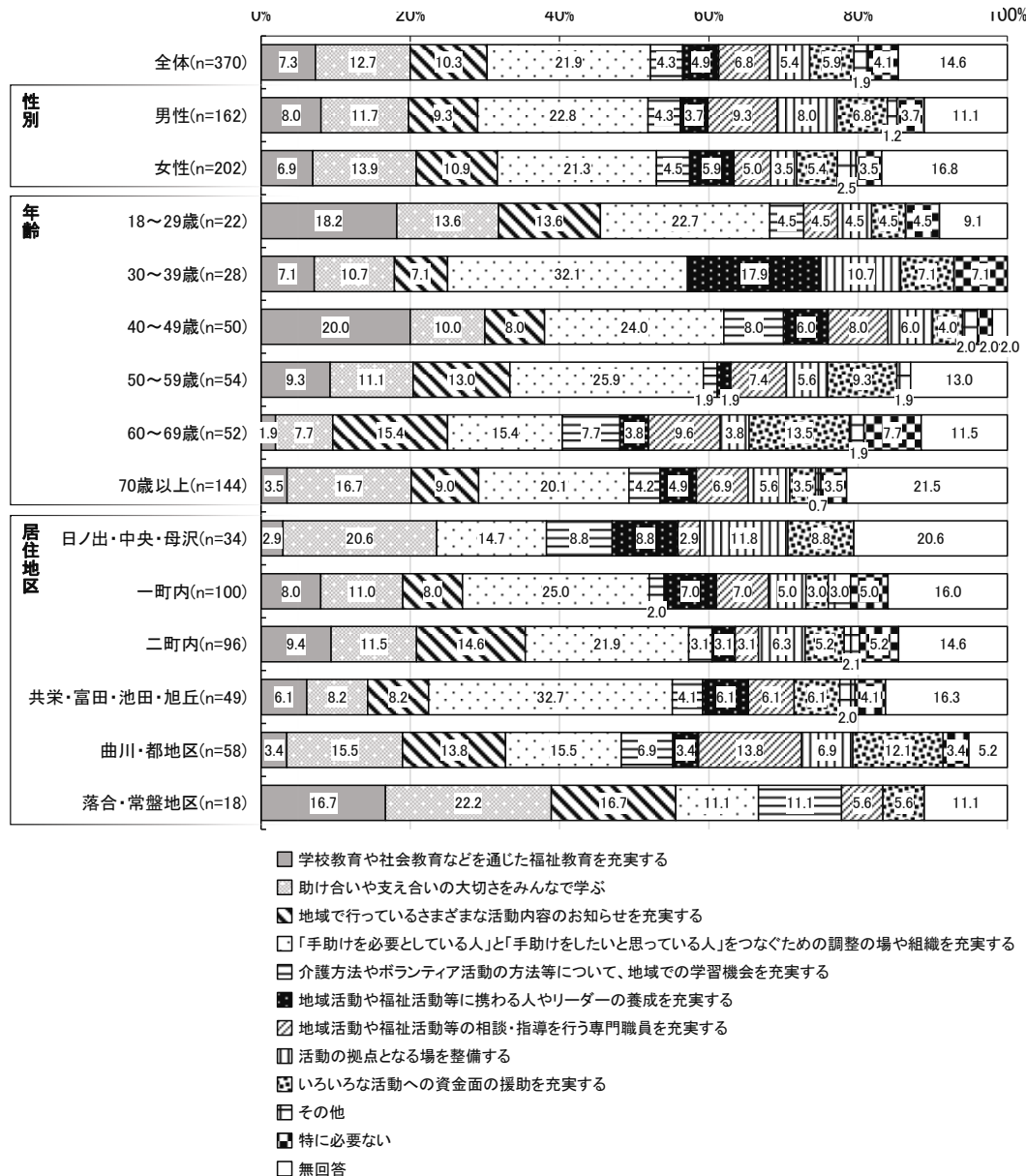


(13) 地域での助け合いや支え合いの活動の輪を広げるために重要なこと

地域での助け合いや支え合いの活動の輪を広げるために重要なことについては、「手助けを必要としている人」と「手助けをしたいと思っている人」をつなぐための調整の場や組織を充実する」が21.9%と最も高く、次いで、「助け合いや支え合いの大切さをみんなで学ぶ」(12.7%)、「地域で行っている様々な活動内容のお知らせを充実する」(10.3%)、「学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を充実する」(7.3%)等の順となっています。

属性別にみると、性別では、「活動の拠点となる場を整備する」では、男性が8.0%で女性よりも割合がやや高くなっています。年齢別では、「地域活動や福祉活動等に携わる人やリーダーの養成を充実する」では、30歳～39歳が17.9%で他の年代に比べて割合が高くなっています。居住地区別では、「手助けを必要としている人」と「手助けをしたいと思っている人」をつなぐための調整の場や組織を充実する」では、共栄・富田・池田・旭丘が32.7%で他の地区に比べて割合が高くなっています。

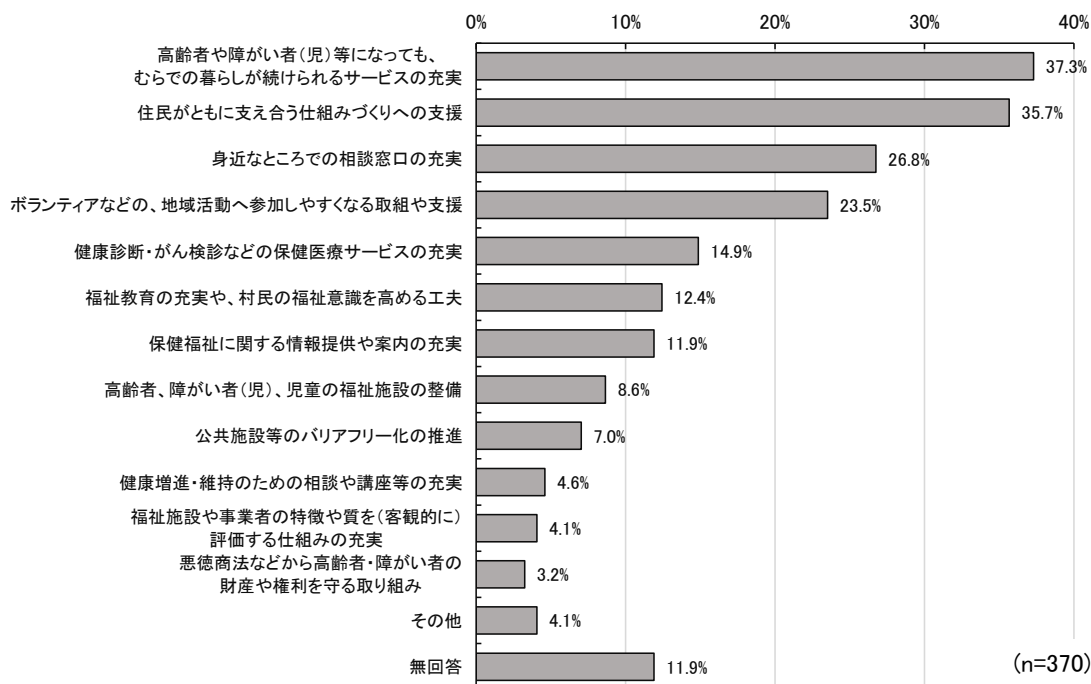
【地域での助け合いや支え合いの活動の輪を広げるために重要なこと】



(14) 地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきこと

地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきことについては、「高齢者や障がい者(児)等になっても、むらでの暮らしが続けられるサービスの充実」が37.3%と最も高く、次いで「住民がともに支え合う仕組みづくりへの充実」(35.7%)、「身近なところでの相談窓口の充実」(26.8%)、「ボランティアなどの、地域活動へ参加しやすくなる取組や支援」(23.5%)等の順となっています。

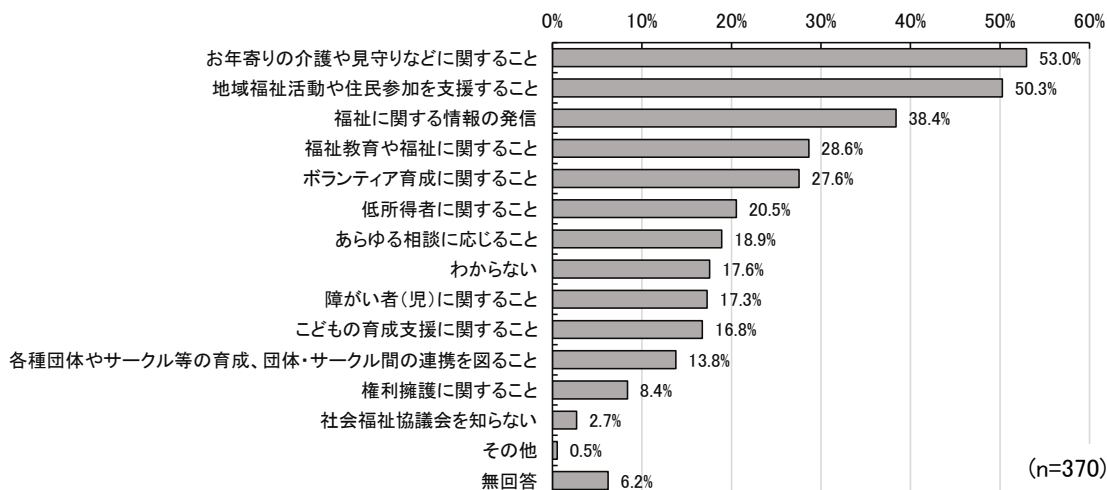
【地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきこと】



(15) 知っている社会福祉協議会の活動

知っている社会福祉協議会の活動については、「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」が53.0%と最も高く、次いで「地域福祉活動や住民参加を支援すること」(50.3%)、「福祉に関する情報の発信」(38.4%)、「福祉教育や福祉に関すること」(28.6%)等の順となっています。

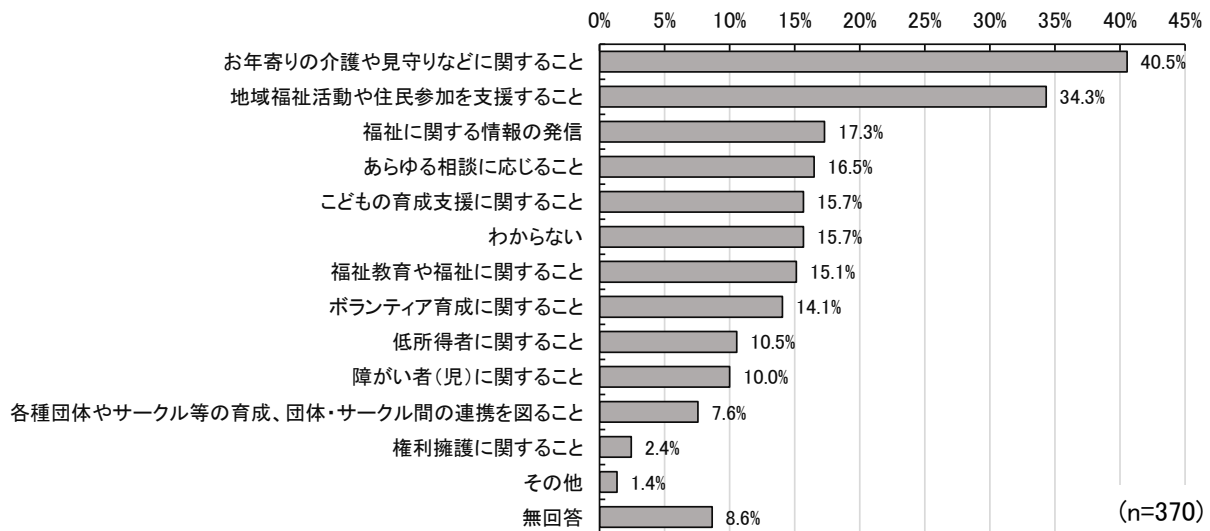
【知っている社会福祉協議会の活動】



(16) 社会福祉協議会に期待する役割

今後、社会福祉協議会に期待することについては、「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」が40.5%と最も高く、次いで「地域福祉活動や住民参加を支援すること」(34.3%)、「福祉に関する情報の発信」(17.3%)、「あらゆる相談に応じること」(16.5%)等の順となっています。

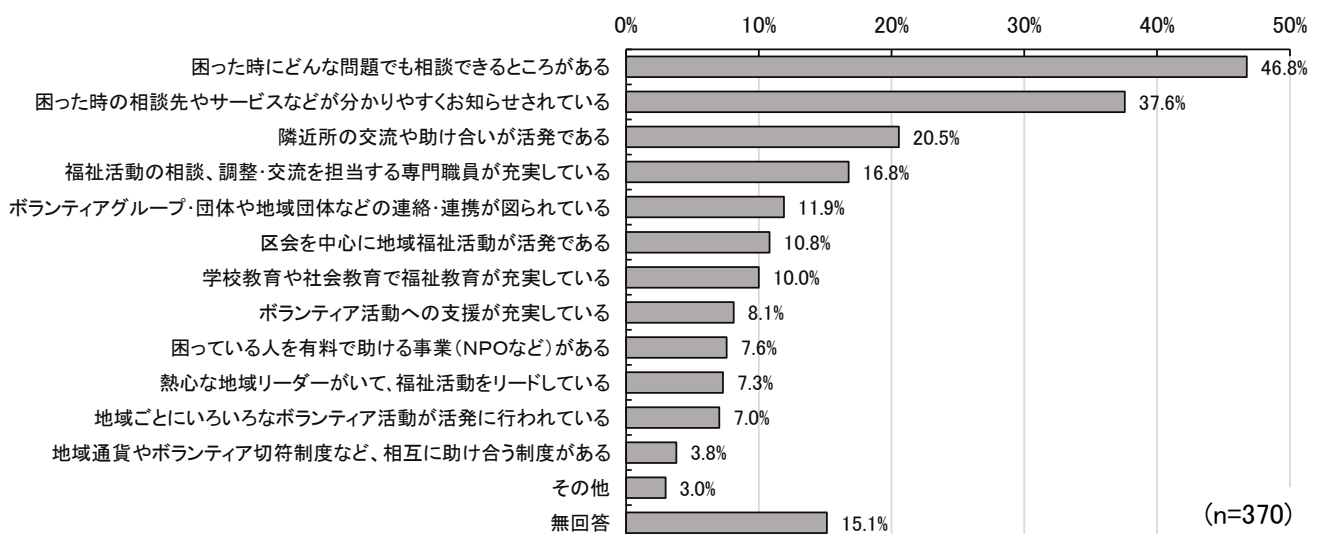
【今後、社会福祉協議会に期待すること】



(17) 困ったときに助け合えるむらとは

困ったときに助け合えるむらとはどのようなむらだと思えるかについては、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」が46.8%と最も高く、次いで「困った時の相談先やサービスなどが分かりやすくお知らせされている」(37.6%)、「隣近所の交流や助け合いが活発である」(20.5%)、「福祉活動の相談、調整・交流を担当する専門職員が充実している」(16.8%)等の順となっています。

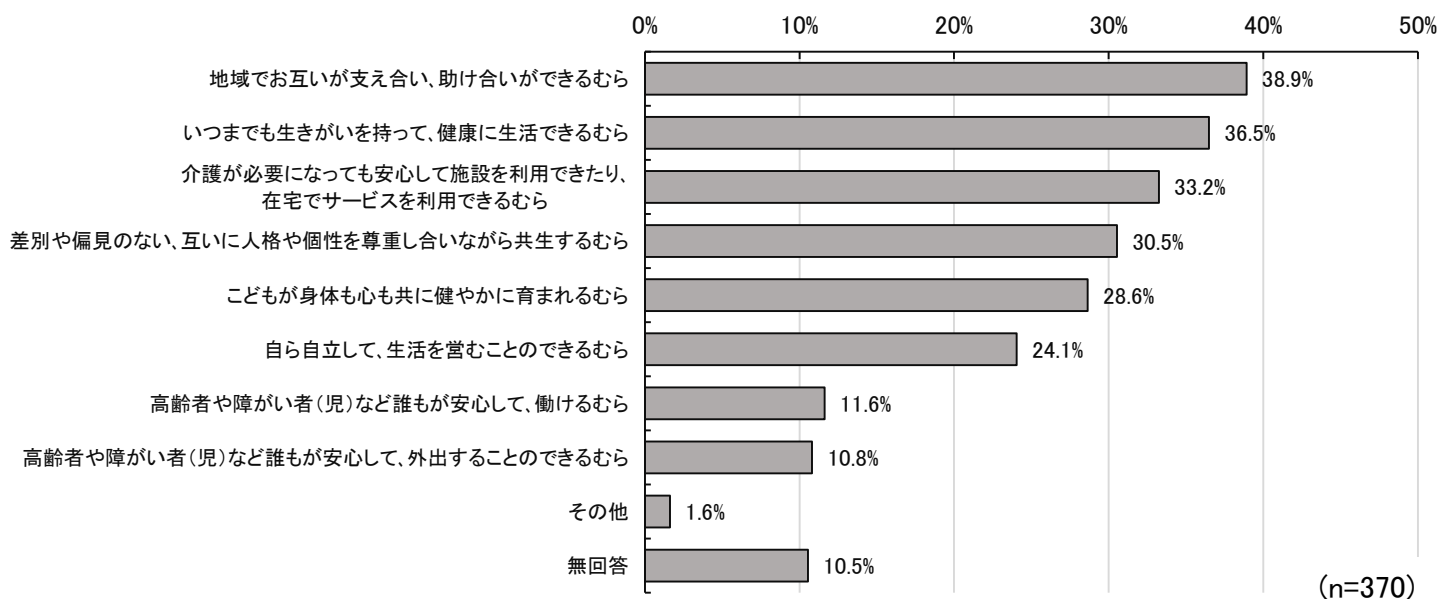
【困った時に助け合えるむらとは】



(18) 赤井川村をどんな「福祉のむら」にしたいか

赤井川村をどんな「福祉のむら」にしたいかについては、「地域でお互いが支え合い、助け合いができるむら」が38.9%と最も高く、次いで「いつまでも生きがいを持って、健康に生活できるむら」(36.5%)、「介護が必要になっても安心して施設を利用できたり、在宅でサービスを利用できるむら」(33.2%)、「差別や偏見のない、互いに人格や個性を尊重し合いながら共生するむら」(30.5%)等の順となっています。

【赤井川村をどんな「福祉のむら」にしたいか】



3 現在の計画の評価

(1) 評価の方法

本評価は、第2期赤井川村地域福祉計画（令和6年度～令和11年度）策定の基礎資料とするために、現行の赤井川村地域福祉計画の取組ごと、それぞれに位置付けられている施策について、施策ごとに、「AからEの達成度」、「次期計画に向けて、考えられる課題や必要な取組」、「拡充」、「維持」、「効率化・統合」、「休・廃止」の方向について、評価基準日を令和6年3月31日（令和5年度終了）時点として、担当課の職員が自己評価を行ったものです。

●4つの基本目標

基本目標1	地域を支える人づくり
基本目標2	保健福祉を支える仕組みづくり
基本目標3	安心・安全な地域づくり
基本目標4	いのちを支える環境づくり(自殺対策計画)

●評価の基準

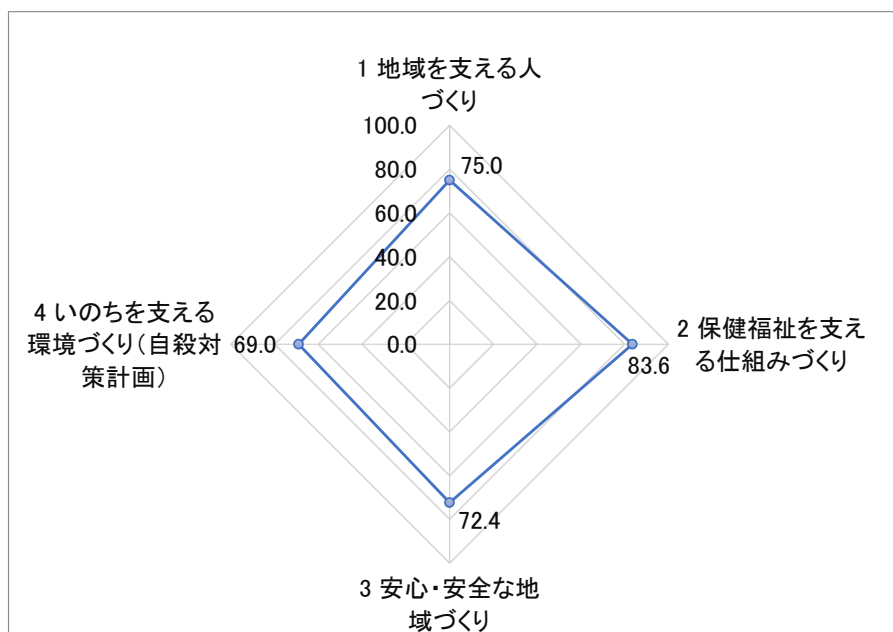
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100% 100点
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度 80点
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40～60%程度 60点
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20～40%程度 40点
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満 20点

(2) 評価結果

上記の評価の基準で、主な事業・取組ごとの採点を行い、集計した結果、計画全体の評価点は75.2点となっています。

また、主な基本目標ごとの評価点は、基本目標1 地域を支える人づくりが75.0、基本目標2 保健福祉を支える仕組みづくりが83.6、基本目標3 安心・安全な地域づくりが72.4、基本目標4 いのちを支える環境づくり(自殺対策計画)が69.0となっています。

【評価の点数化】



(3) 今後の方向

主な取組ごとの今後の方向では、「拡充」が29、「維持」が53、「効率化・統合」が1、「休・廃止」が0となっています。

●施策ごとの方向

施策の方向		「拡充」	「維持」	「効率化・統合」	「休・廃止」	計
基本目標						
1	地域を支える人づくり	10	10	0	0	20
2	保健福祉を支える仕組みづくり	12	10	0	0	22
3	安心・安全な地域づくり	4	16	1	0	21
4	いのちを支える環境づくり (自殺対策計画)	3	17	0	0	20
計		29	53	1	0	83

評価が低かった施策については、

○基本目標1 地域を支える人づくり	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動を担う人材の育成 ・高齢者の見守り(緊急通報システムの運用)
○基本目標2 保健福祉を支える仕組みづくり	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の開催 ・相談機関との連携による情報の提供 ・生活支援サービスの充実
○基本目標3 安心・安全な地域づくり	
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者の把握 ・虐待防止の周知や被虐待者の権利擁護 ・障がいのある方への差別の解消 ・移動支援の充実
○基本目標4 いのちを支える環境づくり(自殺対策計画)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ病等についての普及啓発の推進 ・専門職向けゲートキーパー養成講座の開催 ・要保護児童対策協議会における普及啓発及び研修の実施 ・庁内外の連携関係の強化に向けた研修の実施 ・相談支援体制の充実

などとなっています。

4 抽出した課題及びニーズ

これまでの村民アンケート、行政自己評価、福祉団体への聞き取り、ワークショップの結果から課題とニーズの傾向を抽出すると、次の5つが大切なポイントとなることが分かりました。

(1) 集える「場」づくり

生活をしている身近な地域で外へ出るきっかけとして「場」は重要な役割を果たしています。安心して過ごせる「居心地の良い場」、生きがいを求める「活動の場」、ちょっとした困りごとの相談や、周りの人と交流できる「相談、仲間づくりの場」、近隣関係を築く「コミュニティづくりの場」など様々な地域で進めていくことが大切だと考えます。

実際に、村内でもそうした「場」が見られています。地域のサロン活動や認知症カフェなども活用しながら、多くの「場」づくりをはじめ、子育てサークルの支援など、お互いの子育ての経験交流なども進める必要があります。

ここでいう「場」とは施設などのハード面だけでなく、人と人とのつながりや心のよりどころとなるソフト面の意味合いも含まれます。

(2) 担い手づくり

地域福祉活動を進めるためには、「人」の力が不可欠です。区会の活動やボランティア活動もすべて「人」で支えられています。しかし、地域福祉活動を進めていく上では担い手の不足、人材の不足という声が聞かれており、新たな活動者の発掘、若者の参画が求められています。

地域福祉活動に関わる人材の発掘においては、その活動に関心をもってもらうための仕掛けを工夫することや、情報の提供、人と人、人と場を的確に結ぶために、ちょっとした困りごとの受け止めや橋渡し、仲間づくりなどができる人の育成が求められています。

(3) つながりづくり

多様な人たちや世代間をこえた人たちとの出会いや交流の機会が少ないといわれています。地域福祉活動においては、住民同士のつながり、孤立しがちな人への支援、組織間や関係者間の連携、近隣での助け合い、こどもの成長に対する支援などの「つながりづくり」が期待されています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛で「つながり」のあり方が大きく変わりました。これらをカバーできる地域福祉活動の支援体制も求められています。

(4) 情報の共有

人と人、人と場がつながるためには、情報が必要です。地域福祉活動に係る情報の提供と共有を継続的に行い、意識の啓発につなげることが必要です。

また、情報格差が生まれないように、あらゆる世代の人に向けていろいろな手段を用いて的確に情報を伝える工夫をしていかなければなりません。今後は、デジタルの活用も求められます。

子ども達が、自分が住む地域のことについて考える機会の提供や、情報にうまくアクセスできず、情報にたどりつけない人への支援、集う場などに参加しにくい人もつながりがもてる仕組みとツールづくりが求められます。

(5) 地域生活の支援

人々が、いつまでも暮らし続けていける地域社会をつくるためには、身近な地域での相談、日常生活の支援、災害時の支援など、互いに支え合える関係づくりが必要です。

また、広い土地面積ゆえに車がないと日常生活が難しい地域において、高齢になって運転ができなくなったら移動手段がない、買い物や通院のことを考えたら暮らし続けることができなくなるという不安もあります。

住民一人ひとりが、様々な問題を他人事ではなく「我が事」としてとらえ、「丸ごと」受け止めることができる、共に生きる地域社会をどうつくっていくのかが求められています





計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

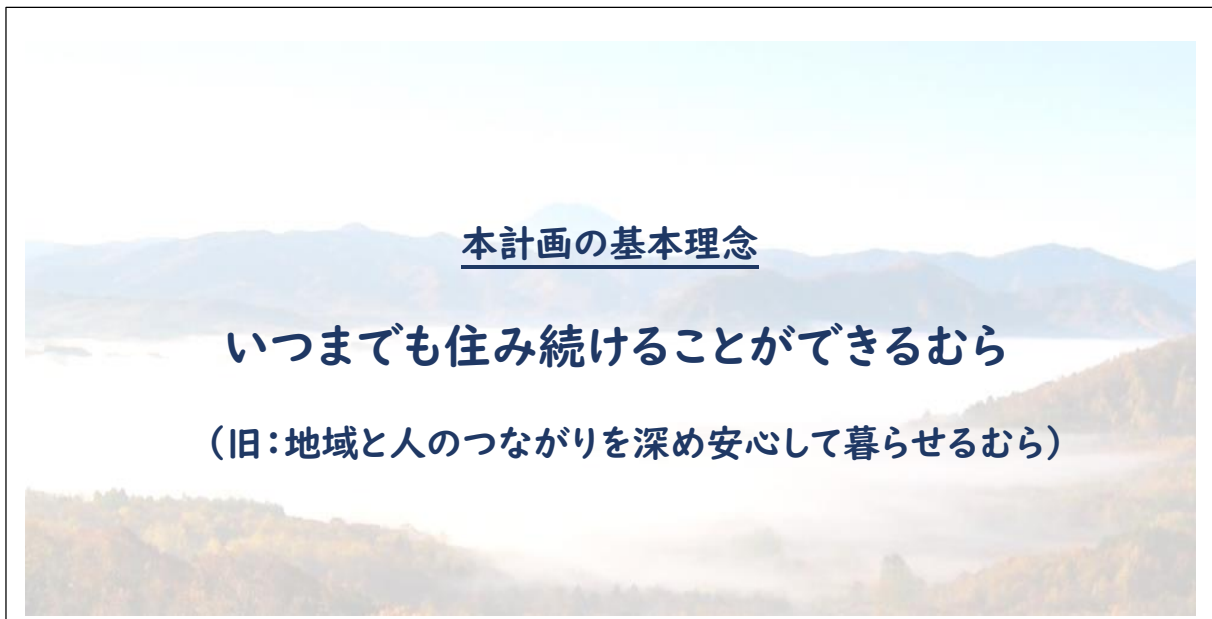
1 基本理念

(1) 福祉のむらづくりの方向性

本村では、むらづくりの指針となる「第四期赤井川村総合計画」において、村の将来像を「やすらぎと感動の赤井川 人が集まる美しいカルデラの里」とし、福祉分野の基本目標を「健やかで安心して暮らせるあかいがわ」と定めています。

地域福祉計画は、第四期総合計画が掲げるむらづくりの方針やむらの将来像を実現するための一翼を担うものであり、福祉が必要な人に福祉を届けるといった役割だけでなく、地域で誰もが支え合って暮らしていけるという、むらそのものの魅力を向上させる役割をもっていることを認識して、総合計画が掲げるむらづくりの指針に沿いながら、住民、関係機関・団体、サービス事業者、行政等が一体となって地域福祉を推進していきます。

(2) 本計画の基本理念



自分の住む地域でこどもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての人の人権が尊重され、いきいきとした生活を送ることができるよう、住民や地域、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、「我が事」のように、「丸ごと」つながり合える地域をとともに力を合わせてつくる「地域共生社会」の実現をめざし、本計画の基本理念を定めます。

2 施策展開の基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つを柱とします。

(1) 地域を支える人づくり

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことをめざしていく必要があります。日頃から、支え、支えられる関係づくりに向け、一人ひとりの支え合いの意識の向上と地域活動を担う人材の育成を図ります。

(2) 保健福祉をつなぐ仕組みづくり

地域を支える仕組みづくりとして、人的ネットワーク、情報ネットワークなど、重層的なネットワークを構築していくことが必要です。相談支援を通じて包括的・継続的支援を図りつつ、分野ごとの取組とともに分野の横の連携を推進していきます。

(3) 安心・安全な地域づくり

日常の地域福祉活動のなかで、高齢者、障がいのある方、乳幼児等生活上の配慮が必要な人を把握し、災害時にどんなサポートが必要なのか、誰が中心となってサポートできるかなどを地域のみんなで考え、情報共有し、すべての人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において支援を要する方への支援を含めた地域での防災体制の整備拡充に努めます。

また、近年増加している特殊詐欺等の防犯啓発や、バリアフリー化等の施設整備などにも取り組みます。

(4) いのちを支える環境づくり(自殺対策計画)

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このため、自殺対策は、社会における自殺のリスク要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことを通じて、社会全体でリスクを低下させるように、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」、それぞれにおいて総合的に推進していきます。

3 施策の体系

基本目標	施策と主な事業
1 地域を支える人づくり	(1) 地域福祉の土壌づくり
	(2) 支え合いの仕組みづくり
	(3) 地域活動の促進
2 保健福祉を支える仕組みづくり	(1) 情報提供と相談支援体制の充実
	(2) 重層的支援体制整備
	(3) 健康づくり・介護予防の推進
	(4) サービス提供体制の充実
3 安心・安全な地域づくり	(1) 防災・防犯対策の推進
	(2) 権利擁護の推進
	(3) 快適な生活環境の整備
4 いのちを支える環境づくり(自殺対策計画)	(1) 住民一人ひとりの気付きと見守り
	(2) 人材の確保、養成及び資質の向上
	(3) 心の健康づくり
	(4) 社会全体の自殺リスクを低下させる
	(5) 地域の支援体制の整備と家族への支援
	(6) こども・若者の自殺対策
	(7) 女性の自殺対策
5 計画の推進に向けて	1 計画の推進体制
	(1) 地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進
	(2) 区会
	(3) 民生委員児童委員
	(4) 社会福祉協議会
	(5) 赤井川村
	2 計画の進行管理



地域福祉の推進に向けた取組

第4章 地域福祉の推進に向けた取組

基本目標1 地域を支える人づくり

急速な高齢化の進行や、支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。地域の住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていくほか、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努める必要があります。

(1) 地域福祉の土壌づくり

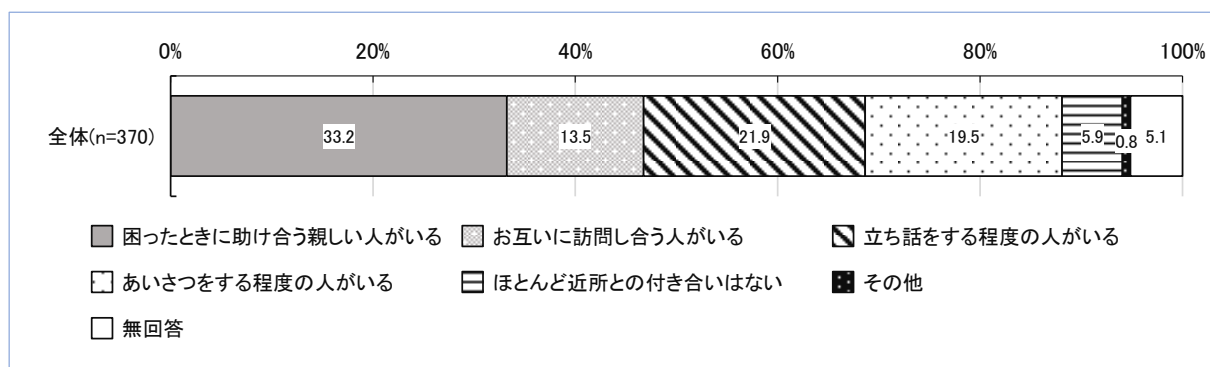
現状・課題

多くの村民が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けたいと願っています。地域でお互いが支え合って安心して生活していくためには、住民一人ひとりが地域の福祉を支えているという意識を持って協力し合うことが大切です。

また、地域に認知症の人や障がいのある人がいる場合、同じ地域に住む人がこれらの人について正しい知識を持ち、お互いが理解を深めていくことが重要です。

本村では、広報や区会回覧を通じて福祉に関する情報や福祉団体の活動を周知するとともに、社会福祉協議会だよりを通じてその活動状況の広報活動を行っています。

村民アンケートでは、近所との付き合いについては、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が33.2%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人がある」(21.9%)、「あいさつをする程度の人がある」(19.5%)、「お互いに訪問し合う人がいる」(13.5%)、「ほとんど近所との付き合いはない」(5.9%)の順となっています。



ワークショップでは、**課題**「困りごとの状況が分からない。」⇒**できること**「住民同士のコミュニケーションの機会を増やす。」「話し相手になる。」などの意見が出されました。

地域福祉に関する考え方は支え合いの意識が根付いた地域性がありますが、地域福祉への関心はより向上すべきとらえており、地域の人々が支え合い、交流し、活動に参加することで地域が活性化することを広く伝え、幅広い支え合い意識の醸成を図るとともに、地域活動を担う人材の育成を進めていく必要があります。

主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①福祉についての広報・啓発	SNS等オンラインメディアをはじめ、周知媒体の検討とともに、広報・啓発活動についても複数担当が連携の元、効果的に実施するための協議を行い、家庭や行政区、老人クラブをはじめとする団体等が福祉についての理解・知識を高めるための広報、啓発活動を実施します。	保健福祉課 社会福祉協議会
②学校における福祉学習の推進	小学校は社会福祉協議会との連携により、総合学習の中で高齢者・障がい者、ボランティアなどについて学ぶ時間をつくります。 中学校は生徒会活動や部活動などを通じて福祉ボランティア体験や高齢者との交流に取り組みます。	教育委員会 社会福祉協議会
③社会福祉協議会との連携強化	村における福祉の中心的担い手である社会福祉協議会と今後より一層の連携強化のため、村と社会福祉協議会の取組について、客観的評価を実施し、役割分担等について再整理、見える化のもと、相互理解をした上で住民周知に向けていきます。	保健福祉課 社会福祉協議会
④地域活動を担う人材の育成	地域住民や地域活動団体などに対して、地域活動を担うリーダーなどの人材育成に向けて、様々な分野の学習や講座の実施を検討します。 また、CSW(コミュニティソーシャルワーカー※)などの人材確保を図ります。	保健福祉課 社会福祉協議会

※コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援をします。

また、地域の福祉力を高めたり、セーフティネットの体制づくりをはじめ、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などに働きかけます。

(2) 支え合いの仕組みづくり

現状・課題

社会を取り巻く状況として、血縁・地縁の希薄化、生活の困りごとを抱えた人の孤立、課題の複雑・多様化などがあげられます。

これらの課題は特定の人たちだけのものではなく、誰もが人生の様々な場面で、自身や家族に支援が必要となる可能性があります。一方で、誰もが、できる範囲での「サポート役」に回る事ができる可能性を持っています。

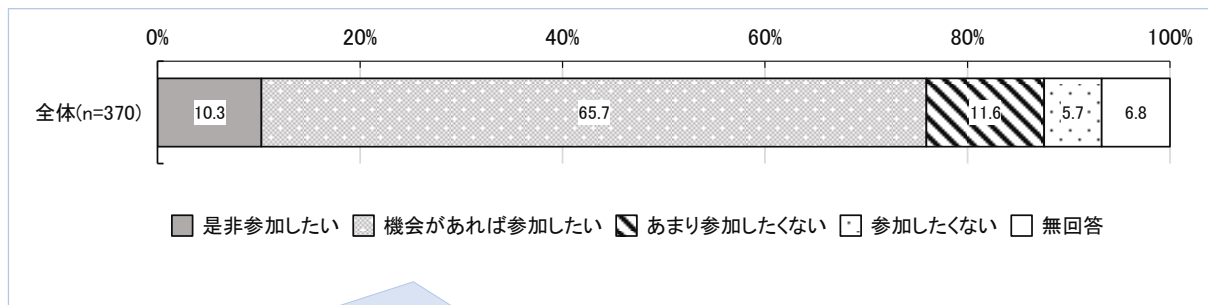
そのような中で、地域福祉推進などの取組によって受け継がれてきた、また、新たに育んできた人と人との“つながり・支えあい”は地域の財産であり、地域福祉活動は、公的サービスだけでは実現できない豊かさを生み出し、一人ひとりの暮らしを支えることとなります。

これまで、認知症高齢者の見守りを行うため、警察、消防、福祉事業者、民間企業等と「赤井川村SOSネットワークシステム」の運用を開始しています。

また、こどもが駆け込むことができる「カルデラ子ども110番の家」は村民協力のもと村内に78軒設置されており、生活指導連絡協議会が参加世帯のとりまとめや、ステッカーの更新作業を行っています。

今後も、このようにより多くの人に活動や支援の輪に加わってもらい、きめ細かな支援体制を構築していくことが求められています。

村民アンケートでは、今後、地域活動に参加したいかどうかについては、「機会があれば参加したい」が65.7%と最も高く、次いで「あまり参加したくない」(11.6%)、「是非参加したい」(10.3%)、「参加したくない」(5.7%)の順となっています。



ワークショップでは、地域でできることについて「こどもと高齢者の関わる機会を作る。」「話し相手になる。」「町内会を勧める。」などの意見があがりました。

主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①民生委員児童委員への支援	村民の生活支援をするとともに、相談役として活動している民生委員の活動への支援を行います。また、定期的に民生委員協議会を開催し、情報共有、連絡調整を行います。	保健福祉課 社会福祉協議会

取組	取組内容	担当課 実施主体
	また、外部研修の案内を積極的に委員へ周知して学習の機会を提供するほか、民生委員事務局との相談・連携体制を促しながら、委員がひとりで困難を抱え込まないように支援します。	
②SOSネットワークシステムの構築	徘徊が心配される方について事前登録をし、村内の協力機関（警察、消防、民生委員、区会、社会福祉協議会、交通機関、商店、金融機関等）により見守りをを行います。また、行方不明時に捜索への協力をを行います。	保健福祉課 社会福祉協議会
③高齢者の見守り活動の推進	緊急通報システムの運用を今後も継続します。また、SOSネットワーク、個別避難計画など災害時要配慮者への支援体制を含めた、地域における総合的な見守りシステムの構築に向けていきます。	保健福祉課 社会福祉協議会
④子育て家庭の見守り活動の推進	乳幼児健診、乳幼児相談、新生児訪問等を通して、子育て家庭を見守り、家庭のサインを早期にキャッチします。 また、全ての保護者に様々な相談窓口や施設、医療機関を周知し、発達支援への抵抗を和らげるための取組を進めます。	保健福祉課 社会福祉協議会
⑤こどもの安全対策の推進	こどもが不審者から声をかけられた場合などに駆け込むことができる「カルデラ子ども110番の家」等に取り組む等の支援を継続します。 また、ボランティアによるこども見守り隊の活動を継続します。	保健福祉課 教育委員会 社会福祉協議会

(3) 地域活動の促進

現状・課題

身近な地域で、高齢者・障がい者・こども・生活困窮者・引きこもりなど、生活のしづらさを抱える人たちに気づき、見守り、つなぐ相談窓口と連携することが、事態の深刻化や権利侵害を未然に防ぐことにつながります。一人の暮らしを守るとともに、同様の生活課題を抱える人たちを支える“しくみづくり”を意識することが大切です。

村では、区会活動に対して助成金を交付し、地域の主体的な活動を応援する体制をとっています。また、保健推進員や地域包括支援センターが主体となって定期的に地域サロンを開催しているほか、認知症カフェも不定期に開催されています。

高齢者の見守り、防災、世代間交流をはじめ、地域のセーフティーネットとして区会及び地域の役割は、今後さらに重要になってくると考えられます。

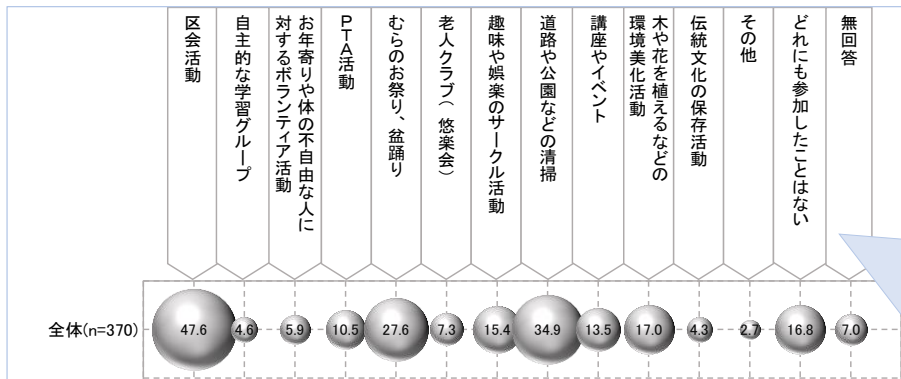
今後も、多様な地域福祉のニーズに対応するために、区会や地域の活動を支援するとともに、老人クラブやボランティア団体などの「人や地域とつながる」活動への支援を行っていく必要があります。

村民アンケートでは、地域活動を活発にしていくために必要だと思うことについては、「むらにどんな活動があるのか、情報提供を積極的に行う」が34.1%と最も高く、次いで「地域活動に関する相談や拠点となる場所を作る」(23.0%)、「家計に負担がかからないように交通費などの実費を補助する」(21.1%)、「研修や講習を開催し、人材を養成する」(19.7%)等となっています。



ワークショップでは、自分ができること「他人に関心をもつ」「わからない事を教えてあげる。」などの意見がありました。

最近1年間で参加した地域の行事や催しについては、「区会活動」が47.6%と最も高く、次いで「道路や公園などの清掃」(34.9%)、「むらのお祭り、盆踊り」(27.6%)、「木や花を植えるなどの環境美化活動」(17.0%)等の順となっています。



ワークショップでは、参加促進のアイデアとして「環境美化に努める(積極的なゴミ拾い)日本で最も美しい村」「温泉場の活用」「村のいいところを発信する」などの意見がありました。

主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①区会活動への支援	区会が主体となって行われる様々な活動を支援します。 今後、高齢化が進み担い手の世代交代が必要となることから、新たに地域活動を担う人材発掘、養成について方法を検討していきます。	保健福祉課 総務課 社会福祉協議会
②老人クラブの活動への支援	老人クラブが主体となって行われる様々な活動を支援します。 悠楽学園大学活動参加をきっかけとした老人クラブ悠楽会への加入促進を図ります。	保健福祉課 社会福祉協議会

取組	取組内容	担当課 実施主体
③地域における交流活動への支援	<p>地域におけるサロン活動や認知症カフェをはじめとする様々な交流活動を支援します。</p> <p>また、世代間交流についても意識し、必要に応じて企画支援・コーディネート等の支援を行います。</p>	<p>地域包括支援センター 社会福祉協議会</p>
④認知症サポーターの養成等	<p>認知症の方について、偏見を持たず当事者に対し温かく見守るため、広報活動の強化とともに、「認知症サポーター養成講座」を開催していきます。ほか各団体及び地域の協力を得ながら介護者の負担軽減を図ります。</p>	<p>保健福祉課 地域包括支援センター</p>
⑤ボランティア活動の支援	<p>ボランティア活動の活性化と新たな掘り起こしを図るため、村民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、社会福祉協議会を中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくり、ボランティア入門教室などを通して参加を促進します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>

基本目標2 保健福祉を支える仕組みづくり

高齢者福祉や障がい者福祉、子育て・児童福祉等の各分野において、利用者がサービスを選択・決定する仕組みが整えられていますが、必要なサービスを選択するための情報を得ることなどが難しいという状況もみられ、必要な人に必要なサービスが行き届くようにしていくことが必要です。

様々な情報がインターネット等で誰でも入手できる状況にある一方で、量も種類も多いことから、「困りごと」や「生活しづらさ」に直面している人にとって、本当に必要な地域情報や保健福祉情報が届くよう、その人の状況に応じた情報提供や相談支援が求められています。

孤立を防ぎ、困ったときお互いに支え合える関係を築くためには、お互いの状況を理解し、住民同士が日頃から交流を深めることが求められます。そのためには、その人が抱えている困難に対する正しい理解が地域において進むことが必要です。

村では、介護予防の実施等により、高齢者の自立支援を図っていますが、困難を抱える方も含めたすべての村民が、生涯にわたって健康に、地域でいきいきと暮らすことができるよう、社会参加の場をさらに充実していくことが必要です。また、つながりから芽生える支え合いの関係づくりだけでは解決できない困難には、対応する相談窓口の充実も求められています。

(1) 情報提供と相談支援体制の充実

現状・課題

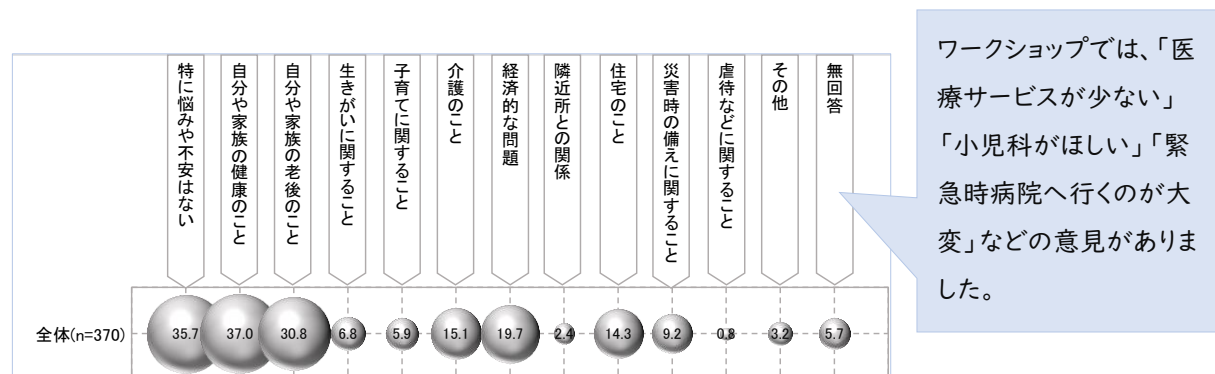
地域には、高齢者、障がい者、子育て中の家庭、生活困窮者など、様々な福祉サービスを必要とする人が存在し、特に、複数の問題を抱える人や、相談したい内容が不明確な人、虐待に関する問題がある人、従来の対象者別の福祉サービスの狭間となる人などに対しては、相談内容から課題を分析して適切な支援につなげていく必要があります。

村ではこれまで、役場の窓口、地域包括支援センター、民生委員、各種相談機関などにおいて村民からの相談を受け付け、対応を行ってきました。さらに、生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情を把握しています。

また、多職種連携の一環として地域ケア会議を月1回程度開催し、情報交換を行っています。

今後も、これらの相談体制を維持するとともに、各機関の連携を強化し、様々な問題を解決できる体制を充実させていく必要があります。

村民アンケートでは、日常生活で悩みや不安を感じていることについては、「自分や家族の健康のこと」が37.0%と最も高く、次いで「特に悩みや不安はない」(35.7%)、「自分や家族の老後のこと」(30.8%)、「経済的な問題」(19.7%)等の順となっています。



主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①相談窓口の充実	広報紙・村ホームページを中心とした周知を図り、地域包括支援センターでの相談や、法律相談、人権相談、消費者相談等各種専門相談業務の充実に努めます。	保健福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
②身近な相談体制の確保	民生委員児童委員や各種相談員の活動をより強化するために、研修や情報提供等の充実に努め、その活動を支援します。	保健福祉課 社会福祉協議会
③地域ケア会議の開催	地域ケア推進会議及び地域ケア個別会議を月1回程度開催し、地域における福祉課題の把握や情報共有、連携に努めます。 また、福祉課題の把握においては、個別課題の蓄積-地域課題の抽出-課題取組の工程を継続します。	保健福祉課 地域包括支援センター
④相談機関との連携による情報の提供	赤井川診療所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、サービス事業所の連携により、情報共有及び情報提供体制の充実に努めます。	保健福祉課

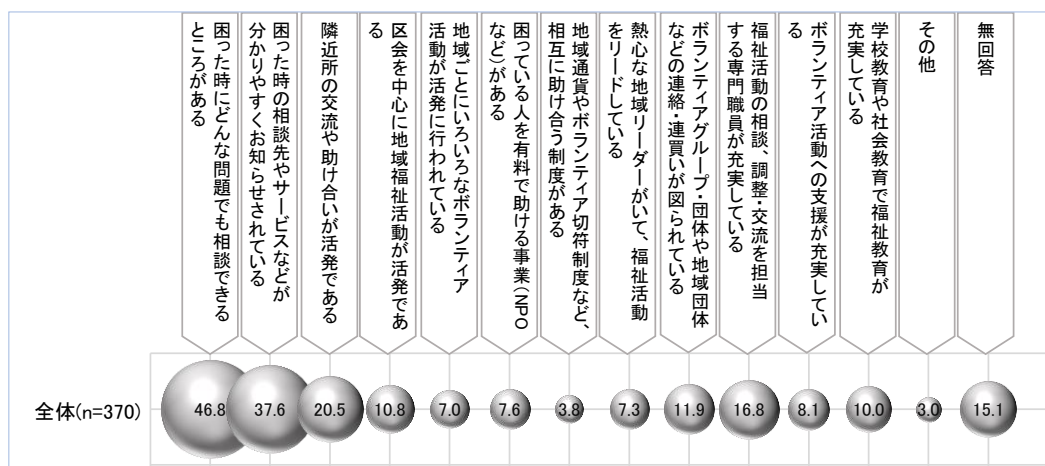
(2) 重層的支援体制整備

現状・課題

社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業の創設は、これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としています。

重層的支援体制とは、これまでの村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な体制を構築するもので、既存の取組である相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、地域づくりに向けた支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を市町村の中で一体的に実施するものです。

村民アンケートでは、困ったときに助け合えるむらとはどのようなむらだと思うかについては、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」が46.8%と最も高く、次いで「困った時の相談先やサービスなどが分かりやすくお知らせされている」（37.6%）、「隣近所の交流や助け合いが活発である」（20.5%）、「福祉活動の相談、調整・交流を担当する専門職員が充実している」（16.8%）等の順となっています。



主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①すべての人びとのための仕組みづくり	困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人びとのための仕組みとします。	保健福祉課 社会福祉協議会
②相談と参加支援	専門職による対人支援において、生きづらさの背景が明らかでない場合なども含め、すべての人びとを対象に、本人と支援者が継続的に関わるための相談支援を重視します。 住民同士が気かけあう関係性を育むための	保健福祉課 社会福祉協議会

取組	取組内容	担当課 実施主体
	<p>「地域づくりへの支援」を重視し、支援者による相談支援と両輪で地域のセーフティネットの充実を図ります。</p> <p>相談支援とセーフティネットの両輪をつなぐものとして、一人のニーズを基に様々な関係者に働きかけ、本人にとって必要な資源を生み出していく「参加支援」を設けていきます。</p>	
③アウトリーチや多機関の協働	<p>村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業と位置づけ、そのような体制を支えるためのアウトリーチや多機関協働の機能を強化していきます。</p>	保健福祉課 社会福祉協議会

(3) 健康づくり・介護予防の推進

現状・課題

住み慣れた地域で高齢者が自立して生活するためには、何よりもまず健康であることが重要であり、豊かな老後を過ごせるように、高齢者一人ひとりに合ったきめ細かな保健・福祉サービスを提供する必要があります。

一般的に高齢者は全体として「うつ予防」「認知症予防」に対策を講じる必要があり、二次予防対象者になると「運動器」「転倒」「口腔」に大きな低下がみられます。特に、ひとり暮らし世帯への精神面のケアの必要性があるとともに、家族等と同居している高齢者も家のバリアフリー化を進める等、転倒などで要介護認定者とならないような対策の必要性がみられます。

心身の健康を維持し、できるだけ健康寿命を長く保つために、普段からの生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じることにより、高齢者の健康づくりを推進するとともに、生活の質を維持・向上させることが重要です。また、元気な時からの介護予防施策に加えて、要介護状態に陥る可能性のある高齢者へのサービス提供等により、高齢者の介護予防を推進する必要があります。

本村では、20歳以上の村民を対象にした住民健診（特定健診を含む）を年1回実施し、同時に胃がん、大腸がん、肺がん検診を受けることができるなど、健診・検診を受けやすい環境づくりに努めています。また、村民の健診に対する関心は高く、健診受診率は46～50%と高く推移しています。

区会においても自主的な健康づくり、体力づくり活動が行われており、健康講話や運動指導等を通じて区会の健康づくり活動等への支援を行っています。

また、悠楽学園大学（高齢者大学）事業を通じ、健康づくりを取り組んでおり、今後も継続が望まれます。

村民アンケートでは、日常生活で悩みや不安を感じていることについては、「自分や家族の健康のこと」が37.0%と最も高く、次いで「特に悩みや不安はない」（35.7%）、「自分や家族の老後のこと」（30.8%）、「経済的な問題」（19.7%）等の順となっており、健康へのニーズが高い状況です。

主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①健康づくりの周知・啓発	<p>区会の健康づくり活動への支援や住民健診後の結果説明会の開催、健康相談などを通じて、健康づくりの大切さを村民に周知します。</p> <p>また、管理栄養士が来村するタイミングで、少しでも多くの住民に栄養指導を受けていただき、食習慣改善の難しいイメージを払拭するための啓発活動を進めます。</p>	保健福祉課
②健康づくりの場の充実	<p>各種スポーツ大会開催、歩こう会、春のカルデラ散策など、地域の特性を活かしたスポーツの充実に努めます。また、ペタンクやフロアカーリングなどレクリエーションスポーツの集いを開催します。</p>	保健福祉課 教育委員会
③健康診査の充実	<p>特定健康診査や各種がん検診などを受けやすい環境づくりに努めます。また、広報紙や防災無線を利用したアナウンスや受診勧奨を通じて、今後も受診率の向上に努めます。</p>	保健福祉課
④介護予防事業の推進	<p>「元気はつらつ教室」や「昔の若人おしゃべりサロン」などを通じて、介護予防事業を推進します。</p> <p>「地域介護予防活動支援事業」「地域リハビリテーション活動支援」について、今後活動推進の方法を検討します。</p>	保健福祉課 地域包括支援センター
⑤悠楽学園大学事業の推進	<p>悠楽学園大学事業における学習の機会づくりや健康づくり活動を推進します。</p>	保健福祉課
⑥保健・医療・福祉の連携強化	<p>行政や福祉サービス事業所、医療機関との連携を進め、介護と医療に関する情報が相互に得られる仕組みづくりに努めます。</p> <p>また、医療マップ作り等、医療・介護連携の取組を推進します。</p>	地域包括支援センター

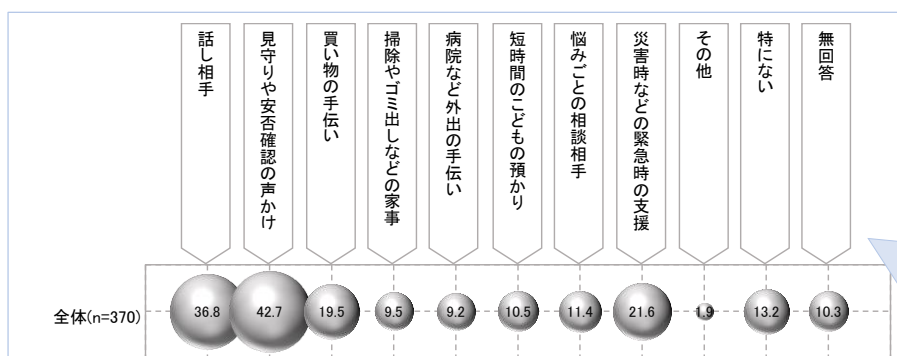
(4) サービス提供体制の充実

現状・課題

住み慣れた地域で自立した生活を続けるには、様々な福祉サービスを利用して、生活を成り立たせなければなりません。福祉サービスを必要としている人は多様化しており、これまでのサービス事業所だけでは解決できない問題が出てくることも予想されます。

必要とされる福祉サービスが行き届くようにするためには、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握して、適切な管理運営を行った上で、村及び社会福祉協議会によるサービスや地域のボランティア活動・民間事業者などのサービスを、必要に応じ組み合わせることが大切です。今後も福祉ニーズの把握に努め、既存の福祉サービスの充実を図るとともに、質の向上に取り組む必要があります。

村民アンケートでは、地域で困っている世帯があった場合、できる手助けについては、「見守りや安否確認の声かけ」が42.7%と最も高く、次いで「話し相手」(36.8%)、「災害時などの緊急時の支援」(21.6%)、「買い物の手伝い」(19.5%)等の順となっています。



ワークショップでは、「病院の送迎(時間が合えば)」「近所の住民(高齢者)の送迎。近場であれば…」「話し相手」などができると意見がありました。

主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①在宅サービスの充実	訪問介護、通所介護などの在宅サービス及び「生きがいデイサービス」の提供を継続するとともに、村外事業所の利用を含めた、介護予防に資するサービスの検討を進めます。	保健福祉課 デイサービスセンター
②サービスの質の向上への支援	村内の事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、研修会に関する情報提供や参加勧奨を行います。	保健福祉課
③生活支援サービスの充実	日常生活に支援が必要な方に対し、買い物支援など支援を継続します。また、住民の生活に即した生活支援サービス創出の検討を進めます。 ボランティアの活用による生活支援の拡充を検討します。	社会福祉協議会
④こども・子育て支援サービスの充実	こども・子育て支援事業計画に基づき、各種子育て支援サービスを提供します。	保健福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
	各種サービスの継続及び若者の移住促進に向けた施策を検討します。	
⑤生活支援コーディネーターの育成	村全体(第1層)と、村内地域ごと(第2層)に、それぞれ生活支援コーディネーターを配置します。	保健福祉課 社会福祉協議会
⑥ボランティア団体、NPO等への支援	ボランティア、NPO等による地域課題解決に向けた取組を支援するなど、地域における住民の主体的な取組を推進します。	保健福祉課 社会福祉協議会
⑦介護サービス3事業の効果的な運営	訪問介護、デイサービス、居宅介護支援事業所について、ニーズに対応した効果的な運営をめざす取組を推進します。	保健福祉課

基本目標3 安心・安全な地域づくり

地域コミュニティは、住民にとって身近で大切な生活の場であり、「安心・安全」をキーワードに自分たちの地域は自分たちの手でつくり、守り、育てることが重要です。

一人ひとりが認め合い支え合う住民の主体的な地域づくりを進め、各地域が防犯、防災、健康、福祉などの面で、自主的に支え合う仕組みをつくりあげていくことが大切です。

また、高齢者や障がい者、子育て中の家庭等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいように、施設が整備され、それぞれの居場所が確保されていることが必要です。

(1) 防災・防犯対策の推進

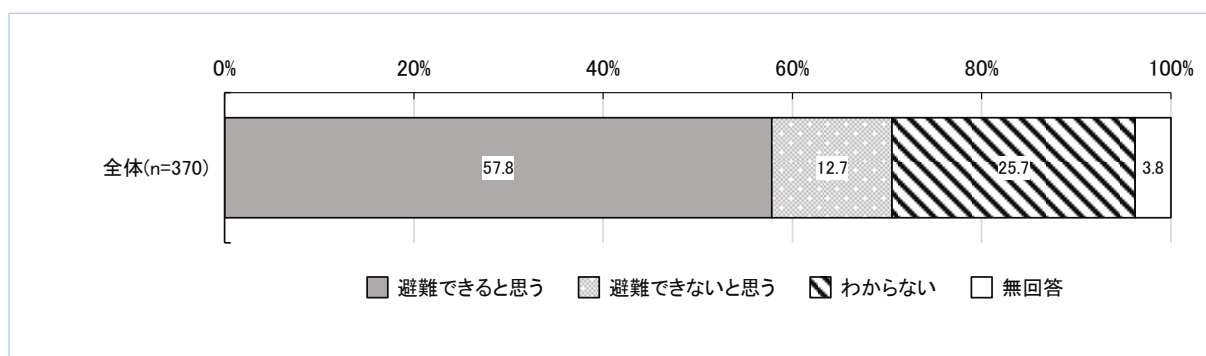
現状・課題

近年、私たちの身近な地域でも大規模な災害が発生しており、人々の防災に対する関心が高まっています。災害発生時には、自分の身は自分で守ることが最も重要ですが、高齢の方や障がいのある方の中には自力で避難することが困難な人もおり、あらかじめこれらの人への支援体制を整えておく必要があります。

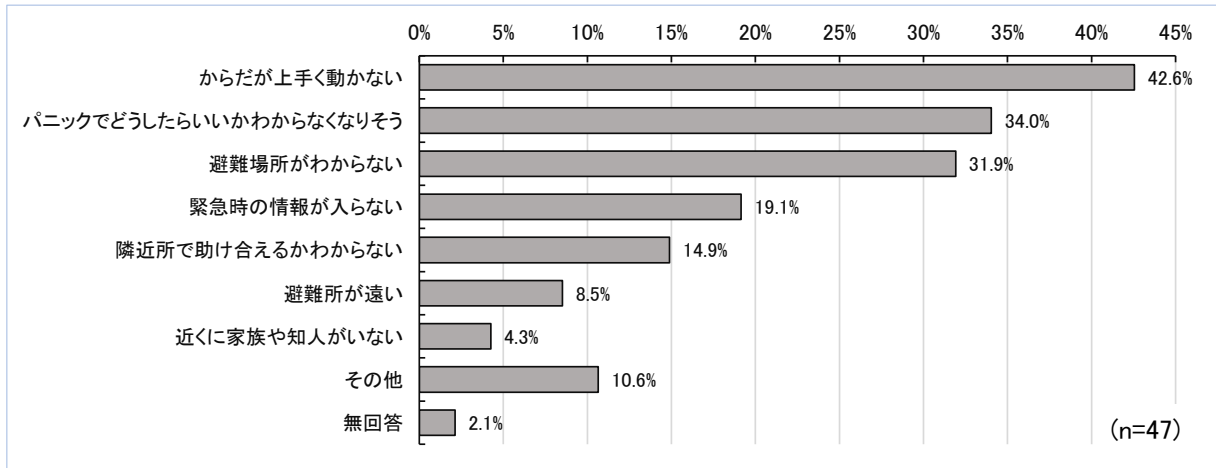
本村では、地域防災計画において、避難行動要支援者に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定めていますが、防災に対する村民の意識の高まりから、啓発活動をより行っていく必要があります。

災害による被害を最小限におさえるためにも、これまでの防災・減災対策を充実させるとともに、村民への防災に対する更なる意識づけが必要です。

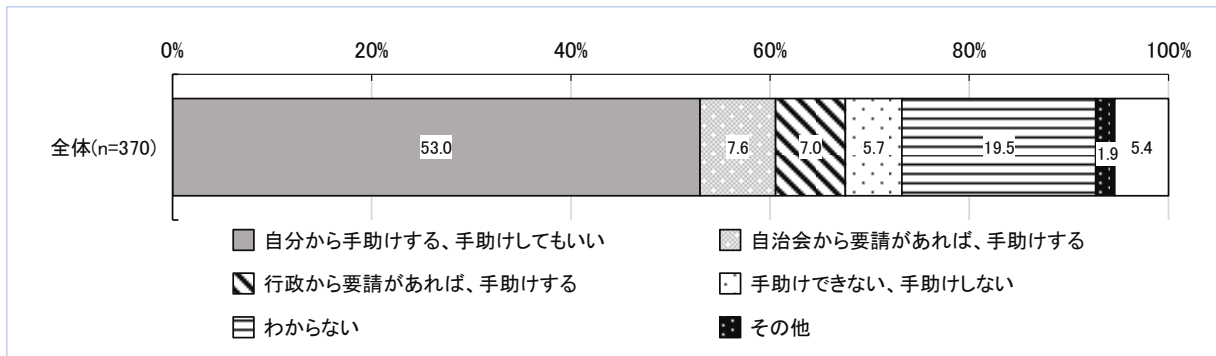
村民アンケートでは、緊急事態が発生した場合、適切に避難できるかについては、「避難できると思う」が57.8%、「避難できないと思う」が12.7%、「わからない」が25.7%となっています。



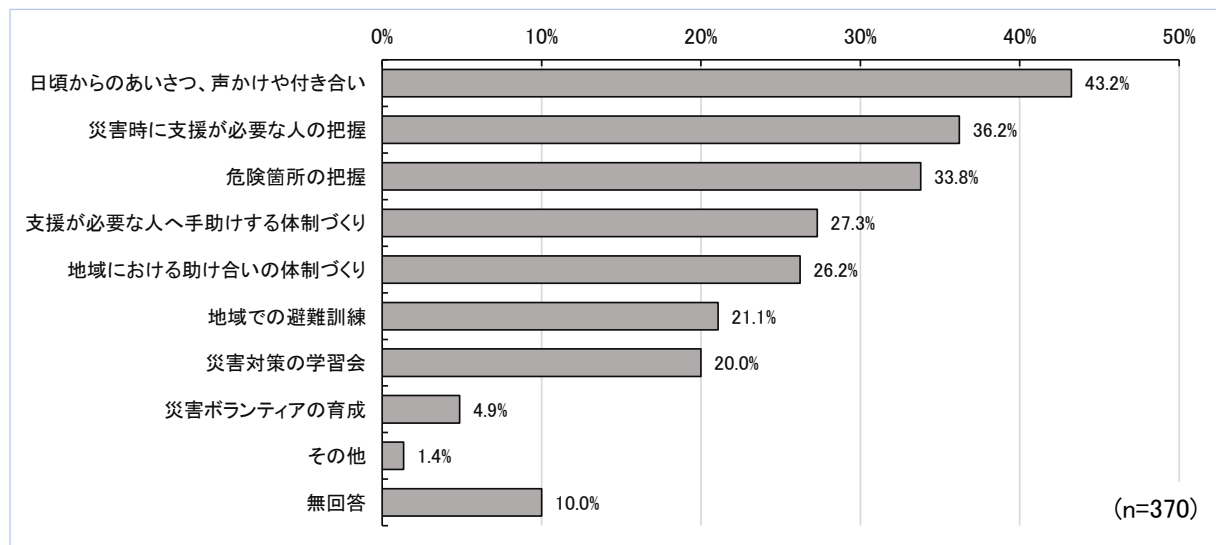
「避難できないと思う」と答えた47人(12.7%)にその理由を聞いたところ、「からだが上手く動かない」が42.6%と最も高く、次いで「パニックでどうしたらいいかわからなくなりそう」(34.0%)、「避難場所がわからない」(31.9%)、「緊急時の情報が入らない」(19.1%)等の順となっています。



また、隣近所に自力で避難できない人が出たときの対応については、「自分から手助けする、手助けしてもいい」が53.0%と最も高く、次いで「わからない」(19.5%)、「自治会から要請があれば、手助けする」(7.6%)、「行政から要請があれば、手助けする」(7.0%)、「手助けできない、手助けしない」(5.7%)の順となっています。



災害時の備えとして、重要だと思うことについては、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が43.2%と最も高く、次いで「災害時に支援が必要な人の把握」(36.2%)、「危険箇所の把握」(33.8%)、「支援が必要な人へ手助けする体制づくり」(27.3%)等の順となっています。



主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①防災に対する啓発	自助・共助・公助に関する周知・啓発を行い村民に“自分の身は自分で守る”という意識づけを図ります。	総務課
②防災に関する情報提供の充実	広報あかいがわ及び原子力防災だより等により災害への備えなどの情報提供を行います。また、災害種類ごとに危険箇所や避難所等の情報を共有し、地域住民の防災意識の高揚を図るため、ハザードマップを更新します。	総務課
③災害時要配慮者の把握	整備した避難行動要支援者のリストを基に、関係機関等との状況共有の準備を進めます。また、個別避難計画の作成を継続して進めます。	保健福祉課
④地域防犯体制の充実	広報あかいがわや防災無線等を用いて、防犯に関する情報提供を継続します。 また、余市警察署等の関係機関と連携し、啓発活動を行います。 防犯カメラの設置など犯罪等の抑止につながる施策を検討します。	保健福祉課 住民課

(2) 権利擁護の推進

現状・課題

基本的人権を尊重し、すべての人の権利を擁護することが大切です。

高齢者・障がい者・外国人・性的マイノリティ(LGBTQ+等)・こども・女性に対する分野を活動領域とし、すべての人の権利が守られる健全な共生社会の実現をめざす必要があります。

本村においても、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知を図るとともに、その利用を促進するため、成年後見制度利用支援事業を行っています。

今後も、これまで進めてきた施策を継続するとともに、障がいのある方等の合理的配慮の推進、差別解消に向けた取組の充実を図ることが必要です。

主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①人権尊重の推進	全てのひとの人権を守るとともに、虐待防止の周知や被虐待者の権利擁護についての啓発など虐待における正しい理解の普及を図ります。	保健福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
②虐待防止の推進	高齢者・障がい者虐待防止マニュアルを作成するとともに、虐待防止ネットワーク会議の設立を進め、虐待の早期発見、虐待防止に取り組みます。	保健福祉課
③成年後見制度の普及と利用者への支援	成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがな いなどの事情で申し立てができない場合は、村長 が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援し ます。 また、日常生活自立支援事業では、福祉サービ スの手続きや重要な書類の管理等を支援します。	保健福祉課 社会福祉 協議会
④障がいのある方への 差別の解消	「障害者差別解消法」に基づき、村民を対象に障 がいのある方への差別意識の解消に向けた広報な どの取組を推進します。	保健福祉課
⑤生活困難者の支援	生活困難な人について、福祉資金の貸し付け、就 業の支援、自立生活の援助など総合的に取り組 みます。 こどもの貧困について、貧困の連鎖を断ち切るた めに、こどもの現在及び将来を見据えた対策を実施 するとともに、全てのこどもが前向きな気持ちで夢や 希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長して いけるように、こどものことを第一に考えた支援を包 括的かつ早期に講じていきます。	保健福祉課 社会福祉 協議会
⑥更生保護の取組	再犯防止対策については、関係機関や民間協力 者との連携、地域による包摂の推進の取組に包含し て必要な取組を進めます。	保健福祉課

(3) 快適な生活環境の整備

現状・課題

高齢者や障がい者、子育て中の家族等の手助けが必要な方をはじめ、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいような施設が整備されていることが必要です。

本村ではこれまで、公共施設の改修の際にバリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を推進してきました。今後も、新たに施設を整備する際には、高齢者や障がいのある方、子ども等が安全で利用しやすい施設の整備に努めるとともに、外出のための移送手段の確保に向けた検討を進めます。

また、地域の活力を維持・向上させ、持続可能な地域づくりを進めていくためには、福祉サービスを含めた雇用・就労の場をつくりだしていくことも大切です。

主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①公共施設等の バリアフリー化	公共施設や村営住宅の整備、改築、改装時に、高齢者や障がいのある方等が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を継続して推進します。	建設課
②道路・橋りょうの 維持補修	公共施設等総合管理計画に基づき、快適で安全な道路環境の整備と適切な維持管理を行います。また、村道の改修の時期と合わせて、利用者の安全安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めます。	建設課
③交通安全施設の 維持管理	道路利用者の安全な通行環境を確保するため、交通安全灯などの交通安全施設の適切な維持管理を行います。	建設課 住民課
④交通安全推進活動の 充実	交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動期間やイベントでの啓発活動を実施します。	建設課 住民課
⑤通学路安全推進会議の 開催	村内の通学路について、児童生徒が安心して通学できるよう、委員が合同で現地調査等を実施します。	教育委員会 建設課
⑥移動支援の充実	現在は社会福祉協議会において交通空白地有償運送事業の一翼としてサービスを実施しています。今後は、利用状況やニーズ調査により事業評価を実施します。	総務課 保健福祉課 社会福祉協議会
⑦シルバーハウジングの 整備	改修時期を迎えた村営住宅においてバリアフリー化・ユニバーサルデザイン導入を推進します。また、既存のシルバーハウジングの適切な維持管理を行います。	建設課

ワークショップでは、「村の農産物を使ってコラボ商品を作る」「工場、企業を作り働く場を増やす」「休耕地や遊休地対策を村として本格的に取り組む」「地元の食べ物 etc…活用」「若い人達に(村外)赤井川村の魅力を伝える」「起業(お店とか!)する人を応援!!」などの意見が出ています。

基本目標4 いのちを支える環境づくり(自殺対策計画)

1 自殺の実態

我が国の自殺者は、平成10年前後に急増し、年間約3万人台で推移していました。平成21年以降、令和元年まで10年連続で減少していましたが、令和2年以降増加に転じています。

男女別にみると、男性は令和3年まで12年連続で減少していましたが、令和4年には増加に転じており、女性の約2倍となっています。一方、女性はコロナ禍の令和2年以降3年連続の増加となっています。

また、小中高生の自殺者数は、自殺者総数が減少傾向にある中でも増加傾向となっており、令和4年には過去最多となっています。

2 国の動き

このような中、国は令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定しました。

新しい大綱は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力的に、かつそれらを総合的に推進するものとしています。

阻害要因：	過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：	自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

3 北海道の状況

厚生労働省「人口動態統計」によると、道における自殺者数は、平成10年に、前年から403人増加して1,517人となって以降、毎年1,500人前後で推移していましたが、平成21年以降、令和2年まで減少を続けてきました。しかし、令和3年には903人となり、前年を上回りました。

性別で見ると、平成10年以降令和元年までは男性が約7割・女性が約3割でしたが、令和2年に女性の自殺者数が増加し、令和2年・令和3年には男性が約6割・女性が約4割となっています。

令和3年の自殺者数は、交通事故死者数(151人)の約6倍となっています。

道の令和3年の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は、17.5で、全国平均の16.5を上回っており、都道府県別では13番目に高い数値となっています。



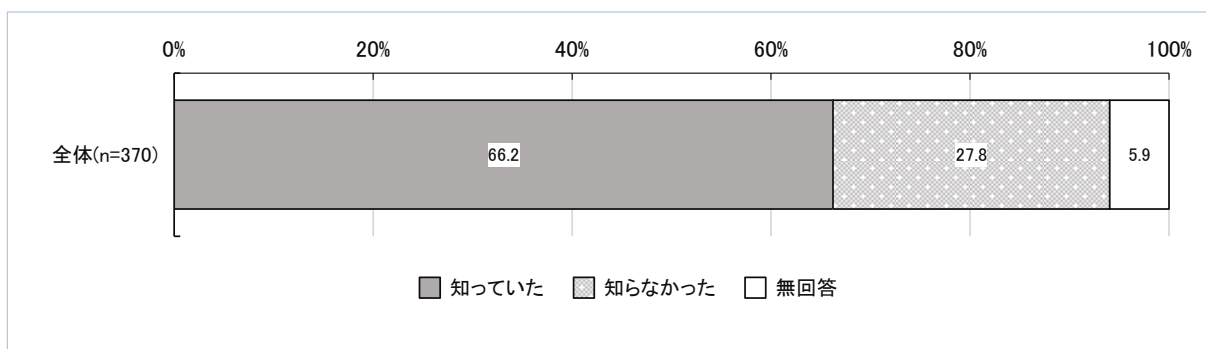
4 自殺対策計画

(1) 住民一人ひとりの気づきと見守り

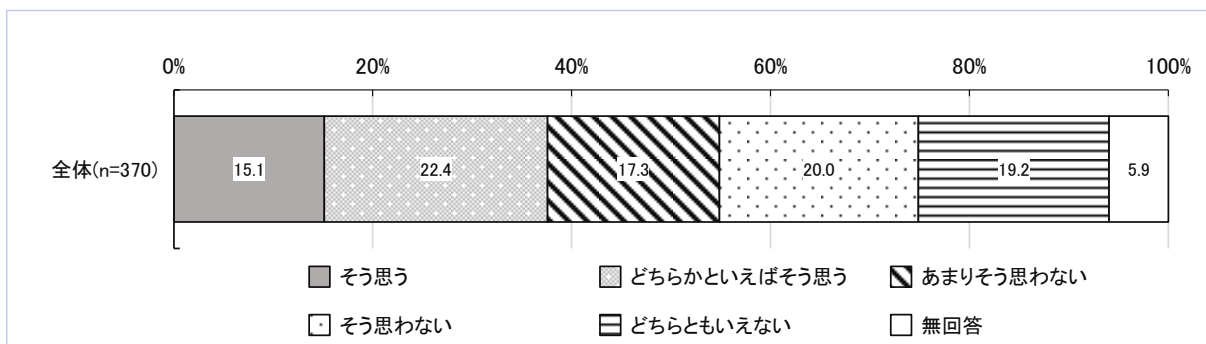
現状・課題

自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、適切な対処や見守りを行うなど、自殺対策における住民一人ひとりの役割等についての理解を促進する必要があります。

住民アンケートでは、毎年の自殺者の認知については、「知っていた」が66.2%、「知らなかった」が27.8%となっています。



また、自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うかについては、「どちらかといえばそう思う」が22.4%と最も高く、次いで「そう思わない」(20.0%)、「どちらともいえない」(19.2%)、「あまりそう思わない」(17.3%)、「そう思う」(15.1%)の順となっています。



主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
① 広報・啓発の実施	自殺対策基本法に規定される9月の自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)に、広報・啓発等を実施し、住民一人ひとりの自殺のサインへの気づきや適切な対処方法等の理解の促進を図ります。	保健福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
②児童生徒に対する自殺予防に向けた教育の実施	学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、自分の命や他の人の命の尊さを理解することができるよう、命の大切さにかかわる教育の充実を図るとともに、社会において直面する可能性のある様々な困難などへの対処方法を身につけるための教育を推進します。	教育委員会
③自殺や自殺関連事象、うつ病等についての普及啓発の推進	自殺や、うつ病等の精神疾患を含む自殺を誘発するような事象等について、正しい理解や早期休息・早期相談・早期受診の重要性等に関する普及啓発を進めます。	保健福祉課

(2) 人材の確保、養成及び資質の向上

現状・課題

生きることの包括的な支援に関わる人材を確保、養成するため、自殺等に関する正しい知識の普及や、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の養成が求められます。

主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①ゲートキーパーの養成	村民一人ひとりが周りの人の変化に気付いた場合には、身近なゲートキーパーとして適切に行動できるよう必要な基礎的知識の普及を図るとともに、教職員をはじめ、業務の性質上その役割が期待される人を対象としたゲートキーパーの養成に取り組みます。	保健福祉課
②民生委員児童委員や介護・福祉関係者等への研修の実施	地域における身近な相談・見守り活動を行う民生委員児童委員、高齢者や障がい者等に対応する介護・福祉関係者等に対して、多様化するニーズに沿った相談支援活動を担うことができるよう、基本的な知識と対応能力を習得するための研修を進めます。	保健福祉課
③家族や知人等を含めた支援者への支援	悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずすむよう、これらの家族等に対する支援を推進します。	保健福祉課

(3) 心の健康づくり

現状・課題

自殺の原因となる様々なストレス要因の軽減や適切な対応などによる心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める必要があります。

主な取組

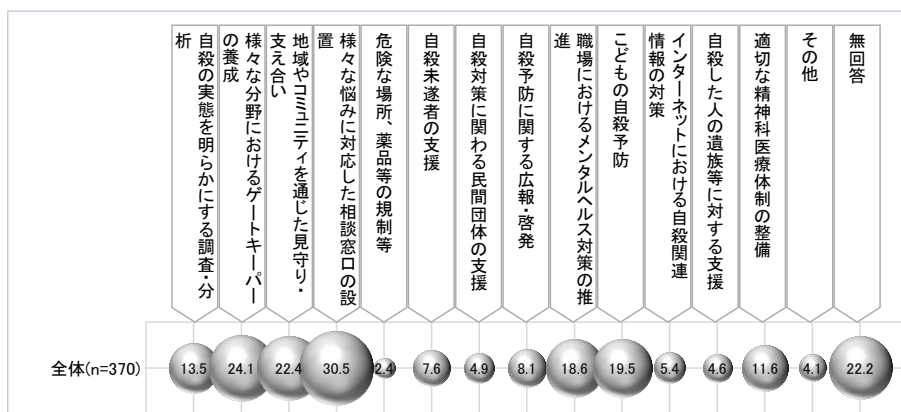
取組	取組内容	担当課 実施主体
①職場における悩み等の対策	職場における仕事、職場環境、人間関係上の悩み等の対策として、職場内外での相談体制の充実や、労働者の心の健康の保持・増進のための普及啓発を進めます。	保健福祉課 教育委員会
②相談窓口の充実	相談窓口の充実、他の相談機関との連携強化を図ります。	保健福祉課
③学校における心の健康づくり	学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進するとともに、児童生徒に配布の端末を活用し、教員やスクールカウンセラーによるオンラインのカウンセリングなど、個に応じた教育相談機会の充実を図ります。	教育委員会

(4) 社会全体の自殺リスクを低下させる

現状・課題

経済的・社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっていくことから、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進することで、社会全体の自殺リスクの低下をめざす必要があります。

村民アンケートでは、今後求められる自殺対策については、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が30.5%と最も高く、次いで「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」(24.1%)、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」(22.4%)、「こどもの自殺対策」(19.5%)等の順となっています。



主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①地域における相談・支援体制の充実	心の健康問題や生活上の課題を抱える人が必要な相談・支援を受けることができるよう、地域における相談・支援体制の充実を図ります。	保健福祉課 社会福祉協議会
②生活困窮者等に対する相談窓口の充実等	失業者に対する支援対策として、経済的自立等に向けたセーフティネット資金の貸し付けや、若年求職者（フリーターや若年無業者等）や中高年求職者等に対する相談等を進めます。	保健福祉課 社会福祉協議会
③法的問題解決のための情報提供の充実	法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供体制を整備します。	住民課 社会福祉協議会

(5) 地域の支援体制の整備と家族への支援

現状・課題

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、入院中や退院後の精神科医療や心理的ケアの充実、地域における自殺未遂者に対する相談・連携体制の整備などを図り、当事者のほか、その家族等身近な人への支援の取組を進める必要があります。

主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①自殺未遂者に対する支援	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、地域の医療機関、保健福祉関係機関などの連携強化や地域のネットワークを活用した支援体制の充実を図ります。	保健福祉課
②家族への支援	自殺や自殺未遂の発生直後に、遺された人等に対するケアを行うとともに、自助グループ等の活動へつなぎます。	保健福祉課

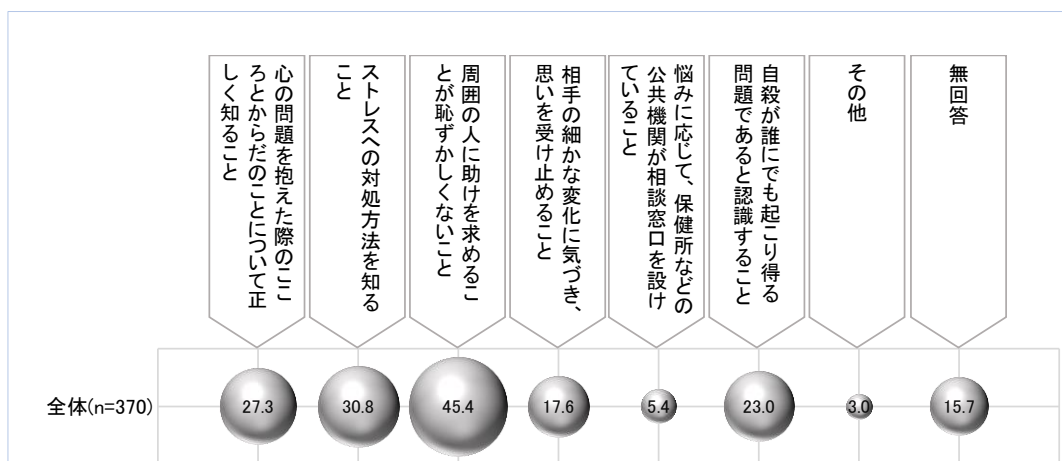
(6) こども・若者の自殺対策

現状・課題

若年層の全死因に占める自殺の割合が高いことなど、若年層の自殺対策が課題となっています。こうした課題や、自殺対策基本法において、「学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする」と規定されていることなどを踏まえ、特にこども・若者の自殺対策を重点的に推進する必要があります。

村民アンケートには、児童・生徒が、自殺予防について学ぶ機会があった方が良いと思うかについては、「そう思う」が53.5%、次いで「どちらかといえばそう思う」(21.4%)、「わからない」(10.5%)、「あまりそう思わない」(3.5%)、「そう思わない」(2.4%)の順となっています。

児童・生徒の段階において、どのようなことを学べば、自殺予防に繋がると思うかについては、「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」が45.4%と最も高く、次いで「ストレスへの対処方法を知ること」(30.8%)、「心の問題を抱えた際のこころとからだのことについて正しく知ること」(27.3%)、「自殺が誰にでも起こり得る問題であると認識すること」(23.0%)等の順となっています。



主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
①いじめを苦しめたこどもの自殺の予防	<p>児童生徒の悩みに共感しながら相談に応じる教育相談体制を整備するとともに、こどもをインターネット上の有害情報から守るための取組を進めます。</p> <p>いじめは決して許されないことであり、「どのこどもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることの周知徹底を図り、すべての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することや、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していく取組を進めます。</p>	教育委員会

取組	取組内容	担当課 実施主体
② 児童・生徒への支援の充実	児童・生徒が、いつでも不安や悩みを打ち明けられるような相談体制を整備するとともに、児童生徒の自殺が長期休業明けに急増する傾向があることを踏まえ、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校等における早期発見・見守り等の取組を推進します。	教育委員会
③ SOSの出し方に関する教育等の推進	学校において、児童生徒が命の大切さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する教育等の社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育を進めます。	教育委員会
④ こどもへの支援の充実	学校問題、家庭環境など、様々な自殺のリスク要因を抱えるこどもに対し、他施策と連携の上、支援体制の充実を図ります。	教育委員会 保健福祉課
⑤ 若者への支援の充実	若年の深刻な生きづらさを抱える方について、地域の関係機関・団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進します。	保健福祉課

(7) 女性の自殺対策

現状・課題

女性の自殺者数が増加していることから、妊産婦への支援や、コロナ禍において顕在化した女性を取り巻く課題を踏まえた支援等、女性の自殺対策を推進する必要があります。

主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
① 妊産婦への支援の充実	<p>予期せぬ妊娠などにより、妊娠にとまどいを感じている方に対して、相談支援を実施するとともに、妊娠や出産に関する情報・相談窓口等の周知を行います。</p> <p>出産前後の妊産婦については、産前産後のうつ予防等を図る観点から、妊産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産前産後における伴走型支援を強化します。</p> <p>また、産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等への心身のケアや育児のサポートを行うなど、産後も安心して</p>	保健福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
	子育てができる支援体制の確保に向けた取組を推進します。	
② 困難な問題を抱える女性への支援	性被害をはじめ困難な課題を抱える女性を支援するため、被害者相談や心の健康相談、各種生活課題に係る相談に応じる窓口を周知します。	保健福祉課



計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

本計画の実現のために、地域で活動している区会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、サービス事業者、社会福祉法人などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を提供し合い、連携して取り組むことが不可欠です。

また、地域の支え合いの輪を広げるために、支えられる側と支える側を固定せず地域での包括的、総合的な相談、支援、資源開発を行っていくことが必要です。

(2) 区会

地域活動を推進するために区会のつながりは不可欠であり、「自分たちのむらを自分たちの手で良くしよう」という機運醸成により地域のそれぞれの課題の解決や地域住民の福祉の向上に寄与しています。

地域に住む人たちが支え合い・助け合いの関係を深め、より住みやすい地域づくりを推進していくためには、区会の取組を知り合うことが大切です。

(3) 民生委員児童委員

生活上で様々な困難が生じたとき、地域の人たちの身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのつなぎ役に努めています。

地域福祉の推進において地域福祉の重要な担い手であり、今後も地域の一人ひとりに寄り添った役割が期待されています。

(4) 社会福祉協議会

地域福祉活動を実践していく主要な組織です。地域に暮らす方々のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援など、地域の人びとが住み慣れたむらで安心して生活することのできる「福祉のむらづくり」の実現をめざした様々な活動を行います。

(5) 赤井川村

地域福祉の推進を図るには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら取組を支援し、相互に連携することが大切です。村が主体となり福祉施策を推進する際にも、庁内の関係各課との連携の強化を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援を推進することが必要となります。

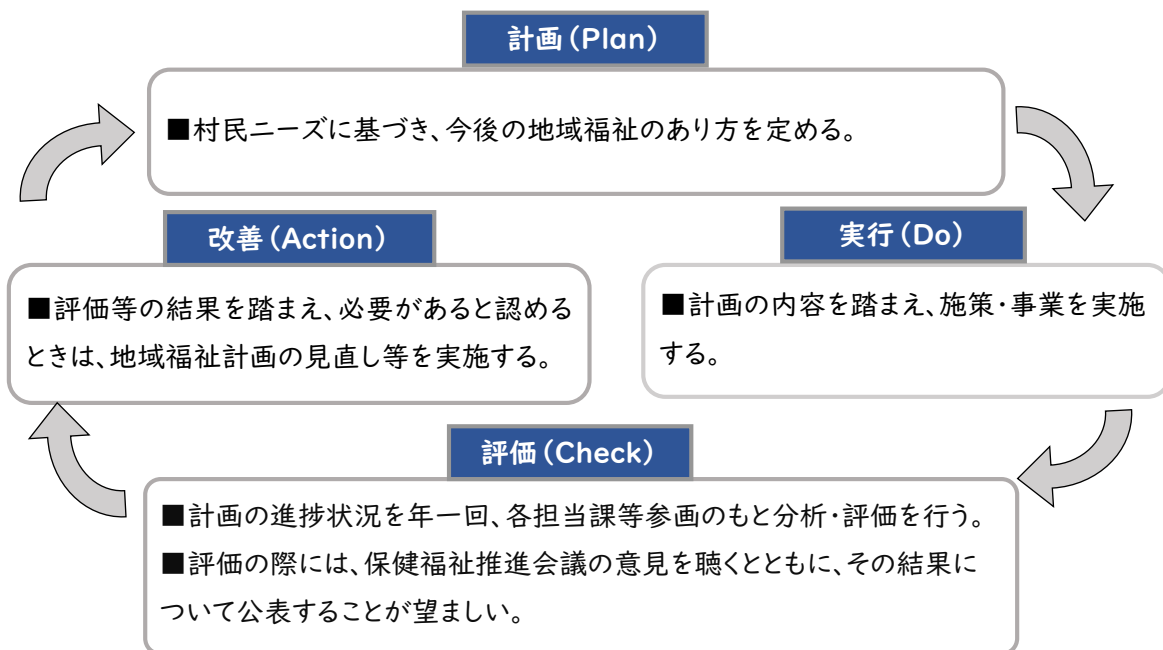
また、本計画の実施状況の点検は、PDCA サイクルを意識し、進捗状況を把握します。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進していくため、住民や多様な関係者の参画のもとに、計画の進捗状況などの定期的な評価を行うとともに、地域福祉活動への参加を促し、活性化させるための機会を設け、住民や民間サービス事業者などの意見・要望・提案などの把握に努めます。

また、各年度における計画の進捗状況の把握と施策の充実・見直しについて、赤井川村保健福祉推進会議等で検証するとともに、その結果については、村広報紙など様々な媒体を通じて周知を図るなど、円滑な計画の推進に努めます。

【地域福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ】



赤井川村地域福祉計画

令和6年4月

発行 赤井川村
〒046-0501
北海道余市郡赤井川村字赤井川318番地1
赤井川村健康支援センター

電話 (0135) 35-2050

編集 赤井川村保健福祉課